

食品に関するリスクコミュニケーション
～食品中の放射性物質対策に関する説明会～

平成 24 年 2 月 28 日（火）

大阪会場（新梅田研修センター）

内閣府食品安全委員会

厚生労働省医薬食品局食品安全部

○司会（山本補佐） お待たせいたしました。

ただいまから食品に関するリスクコミュニケーション～放射性物質対策に関する説明会を開催させていただきます。

本日、この説明会の司会を務めさせていただきます厚生労働省食品安全部企画情報課の山本と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の開催の趣旨を御説明させていただきます。

食品中の放射性物質対策につきましては、政府を挙げて対応を進めてまいりました。具体的には原発事故後、厚生労働省において、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを超える食品が市場に流通することがないように各地方自治体が中心となってモニタリング検査を行い、暫定基準値を超えた食品について回収や出荷制限等の措置が講じられてきました。

この暫定規制値は、暫定的な対応として定められたものであることから、内閣府食品安全委員会において国内外の多数の文献をもとに、食品中の放射性物質による健康影響の検討が進められ、昨年 10 月に答申が行われました。その後、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会では新たな基準値についての具体的な検討が重ねられ、本年 2 月 24 日の分科会で新たな基準値が取りまとめられました。この新たな基準値については諸手続を経た上で、本年 4 月の施行が予定されております。

また、これまで 11 万件を超える食品中の放射性物質の検査が実施され、結果を公表してきましたが、厚生労働省では地方自治体の検査の支援等を行い、検査体制の充実を図るとともに、農林水産省においては生産者の方々の対策について、きめ細やかな対応を検討してきているところです。

本日は、厚生労働省と内閣府食品安全委員会が農林水産省の協力を得て、新たな基準値や食品中の放射性物質による健康影響、国や地方公共団体が実施する検査の内容等について、国民の皆様様に理解を深めていただくため説明会を開催しております。

新たな基準値等についての行政側からの説明の後、会場の皆様から御意見や御質問をいただき、お答えする予定です。

なお、事前にいただきました御質問につきましては、できる限り説明の中で触れられるよう参考とさせていただいておりますが、時間の都合上、すべての質問にあらかじめお答えすることが難しい場合がございます。説明内容に含まれていない場合には、意見交換の時間を設けておりますので、その中で御質問いただければと考えております。

では、お配りしております資料を確認させていただきます。

まず、資料 1 といたしまして「食品中の放射性物質による健康影響について」、資料 2 といたしまして「食品中の放射性物質の新たな基準値について」、資料 3 といたしまして「食品中の放射性物質の検査について～現状と今後の取り組み～」、資料 4 といたしまして「農業生産現場における対応について」でございます。

また、そのほか今後の参考とさせていただくためにアンケート用紙を同封しております

ので、御協力をお願いいたします。お帰りの際に、受付で回収させていただきます。

また、参考資料として食品安全委員会から食品安全委員会のメールマガジンの登録のお知らせ、農林水産省からメールマガジン食品安全エクスプレスの御案内を入れさせていただいております。不足している資料がございましたら、近くの係の者にお申し出いただければと思います。

続きまして、議事次第をごらんください。

本日は、まず、内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課リスクコミュニケーション専門官の久保順一より「食品中の放射性物質による健康影響について」、約 20 分御説明をさせていただきます。

その後、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐横田雅彦より「食品中の放射性物質の新たな基準値について」、約 20 分御説明させていただきます。

その後、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 健康影響対策専門官竹内大輔より「食品中の放射性物質の検査について」、約 20 分御説明いたします。

最後に、農林水産省生産局総務課 課長補佐の土居下充洋より「農業生産現場における対応について」、約 10 分御説明させていただきます。

その後、10 分ほど休憩を入れさせていただきます、会場の皆様と質疑応答、意見交換をさせていただければと考えております。

閉会は 16 時を予定しております。

議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

それでは、「食品中の放射性物質による健康影響について」、食品安全委員会事務局の久保順一より説明させていただきます。

○久保専門官 内閣府食品安全委員会の久保でございます。

私どものほうから、昨年 10 月 27 日に私どものほうで取りまとめた「食品中の放射性物質による健康影響評価について」、簡単に御説明させていただきたいと思います。

まず、御説明させていただく前に、放射線、放射性物質というのは非常にわかりにくいというか、イメージとしては非常に怖いものというイメージが先行するんですけれども、その理解を助けるための基本的なことについて先に御説明させていただきたいというふうに考えます。

放射線に関する体の影響を理解するためには、放射線がどういうふうな形で体に影響を及ぼすかということがベースにないと、なかなか理解が進まないというふうに考えております。

一口に放射線といってもいろんな種類がございます。代表的なものとして三つ上げておりますけれども、ガンマ線、ベータ線、アルファ線、それぞれ放射線の能力というのは異なってきています。

ガンマ線というのは、光とか電磁波と仲間であり、非常にほかの放射線に比べて、物質

を透過する力が強いという性質を持っております。ベータ線というのは、いわゆる電子の流れということでございますので、これは、形、粒子的な性格が強いということで、これは薄いアルミニウム板で遮ることができるということになっています。アルファ線というのは、ヘリウムの原子核ということで、これは高速に飛んでくるんですけれども、サイズが非常に大きいために、紙1枚で遮へいすることができます。

このように一口に放射線といってもいろんな種類があります。それぞれ体に対する影響というのも異なってきました。

アルファ線は、外部から放射される外部被ばくの場合は、紙1枚でとまるという性質がございますので、皮膚のごくわずかでとまってしまい、余り体に対する影響というのは少ないというふうに言われております。ただし、アルファ線を出す放射性物質を食べてしまった場合、体の中から重たい粒子が当たり続けて、体に対する影響というのは、ほかの粒子に比べて高くなるということで、放射線の種類と、それがどこに、どういう形で作用するかというのによって、体に対する影響というものもそれぞれ異なってくるというような考え方になっております。

あともう一つ、単位の問題でございますけれども、「ベクレル」と「シーベルト」二つの単位がいろんな形で御紹介されているかと思えます。ベクレルというのは、今の暫定基準の値とされているものでございまして、その物質が放射性を出す能力の強さを示すものとしてベクレルという単位がございます。

例えば、1キログラム当たり500ベクレルという示し方をされた場合、その物質1キロから毎秒500発の放射線が放出されるというようなイメージでお考えいただければと思います。

それを食べた場合ですね。放射線を出す能力の強さを示しておりますけれども、先ほど、前のスライドでお示しのとおり、放射線というのにもいろんな種類がございます。そういったものを食べたりして内部被ばく下場合、これがどんな形で体に対する影響を及ぼすかということを単位であらわすためには、「シーベルト」という単位で、体に対する影響を示すことになります。

それを変換するために、実効線量係数というものを掛け合わせて、ベクレルからシーベルトに換算して、いろんな評価をするという形になっています。

実効線量係数というのは、いろんな各放射性物質の種類ごと、それから、どうやって中に入ったのか、吸入で入るのか、食べ物で入るのか。それと、食べた方が子どもなのか、大人なのか、お年寄りなのか、そういった感受性も踏まえて、係数がそれぞれ定められております。

基本的には、大人であれば50年間、子どもさんであれば70歳までの1回当たり摂取した場合、それが50年間、70年間続くというものを換算してというか、積み上げた数字であらわすことができるようになっています。

具体的な計算方式でございますけれども、暫定基準の500ベクレルのセシウム137を1

キロ食べた場合、体に対する影響をあらわすシーベルトということになりますと、500 ベクレル×1 キロ×0.000013 というのが実効線量係数で、それを摂取した場合の体に対する影響の強さをあらわす単位としてシーベルト、これが 0.0065Sv という数字であらわすということができるようになっています。

繰り返しになりますけれども、実効線量係数というのは放射物質ごと、それが摂取経路ごと、年齢区分ごとに、国際放射線防護委員会（ICRP）等で設定されているものでございます。

あともう一つ、重要なポイントとして、放射性物質を一度摂取すると、それが長らく体の中にい続けて放射線を出して、体に悪い影響を及ぼすというイメージが非常に強いんですけれども、それは必ずしも正しくはないという部分がございます。

放射性物質といえども、やっぱりエネルギーをどんどん放出するわけでございますので、いつかはエネルギーが少なくなって、放射線を出さなくなるというふうな時期が来ます。その威力が半分になるという時期が物理学的半減期というふうに言われているもので、これは放射性物質の種類ごとに異なってきました。

今一番問題になっているセシウム 137 であれば 30 年もかかってしまいますし、今回の事故の初期のときに問題になったヨウ素 131 であれば、約 8 日間で半分になってしまいます。ヨウ素 131 というのは今のところ、ほとんど環境中には検出されていなくて、現状における健康への影響はほとんど考えなくてもいいというような状況になっています。

それを食べた場合なんですけれども、セシウムはずっと 30 年間いるわけではございませんで、一つの化学物質でございますので、体が本来持っている代謝という能力で、いずれかは体外に排出されます。便とか尿とかそういったもので体外に排出されます。

そういった代謝による半減期というのを生物学的半減期と申しまして、放射性セシウムの場合は、1 歳までであれば 9 日間、50 歳までであれば 90 日間、大小はございますけれども、いずれにせよ物理学的半減期よりも速やかな早い時期に体からなくなってきて、影響が少なくなってくるというような形になっています。

放射性セシウムは、こういう形でございますけれども、ほかの各種、例えばストロンチウム 90 というのは骨と親和しやすいという性質がございますので、これよりももっと長く続けてしまいますし、今は問題ないヨウ素でありましたが、甲状腺にたまりやすいという性質がございますので、甲状腺に対する健康被害というか、がんの原因になりやすいという、いろんな要因がものによってありますので、それぞれに応じた係数というのが必要になってきているという状況になっています。

内部被ばくと外部被ばくということですが、内部被ばくというのは先ほど御説明したとおり、放射性物質を吸引とか食品摂取という形で取り入れて、体内から放射性が出てきて、組織を被ばくするというような形になっています。それを体に対する影響度という形で評価する場合、その食べた物質の放射能の強さ（ベクレル）に実効線量を掛けて、被ばく線量の単位としてシーベルトという形であらわす形になっています。

外部被ばくにつきましては、これは外部線量という形で、その空間にある線量、時間当たりの線量をあらわしまして、その場所に、その方がどれぐらいいたか。いたかというのはいろいろありますが、裸で無防備な状態でその場にいたかという形で、被ばくした時間を掛けて、線量というのを同じ単位のシーベルトという形であらわす形になっています。

内部被ばくも外部被ばくも最終的にシーベルトという単位であらわした場合、同じレベルで比較することができるというような仕組みになっています。それぞれ体に対する影響というのは異なるんですけれども、実効線量をシーベルト、それから時間数を掛けた最終的なシーベルトという単位にすることによって、内部被ばく、外部被ばく、同じような体に及ぼす影響の目安として見るができるというような仕組みになっています。

今回の低線量域における体に対する影響というのをはかるためには、もともとある自然放射線、福島事故が起こる以前から我々はずっと自然放射線のある中で生活してきたという事実は見過ごすことができません。日本人であれば、約 1.5mSv、いろんな形で被ばくしているという現状がございます。食品からも 0.41mSv、これは毎年、食品由来から被ばくしているという状況があります。これは、あくまでも日本の平均でございまして、地域によって自然放射線が高いところもあれば低いところもあるということで、日本の国内でも最大 0.4mSv の地域差があるというような現状がございます。食品からのものとして代表的なものは、カリウム 40 という放射性物質によるものが大きいというふうにされてございます。

カリウム 40 というのはカリウムに含まれている放射性物質でございますけれども、カリウムというのは我々の必須の元素でございまして、カリウムリッチなものは体にいいというイメージがあるんですけれども、自動的にカリウムの中には必ず 0.01% 程度のカリウム 40 が含まれているということでございます。これは地球が誕生するときに決まったということでございますので、こういったものからの被ばくというのは、我々は避けることは絶対できません。

ここに書かれております干し昆布 2,000Bq/kg という数字を見ると、ぎょっとされる方が非常に多いかもしれませんけれども、これは、あくまでもカリウム 40 のベクレル数でございまして、セシウム 137 に換算すると、体に対する影響・強さを見ますと、イメージとしては約半分というふうにイメージされればいいかなというふうに思います。

干し昆布 1 キロ食べる人はいないんですけれども、例えば牛乳 1 リットルであれば、セシウム相当で約 25 ベクレルとってしまうことになりますし、ビールであれば 5 ベクレル程度はとってしまうというような現状がありますので、そういったごくわずかのレベルの放射線を回避するという自体は、物理学的にいつても余り意味があるものではないというふうに考えてございます。

放射線による健康影響の種類ということでございますけれども、確定的影響と確率的影響 2 種類の影響が考えられております。

確定的影響というのは、比較的高い線量のところで見出されるもので、こういった脱毛

とか不妊とか、やけどとか、そういったものを示すものになっております。この場合は、被ばく量をどんどん下げていくと、ゼロに至る前に、しきい値といって、それ以下であれば何ら体に対する影響は出てこないという、そういったレベルのものであるというふうにされているものでございます。

一方、確定的影響というのは、がん代表されます発症の確率が線量とともにふえるという影響でございまして、いわゆる、こういうしきい値を見ることができないというふうにされているものでございます。放射線によって、がんが発症するメカニズムでございすけれども、いわゆる細胞の中の DNA を傷つけて、それがエラーを重ねることによって、がんが発症するというようなことは考えられておりますけれども、先ほど御説明したとおり、我々を構成する物質そのものから放射線がどんどんと飛び出ているという状況でございしますので、そういった放射線によって一々 DNA が傷つけられ、そのままであれば我々は、こんな形で命をつないでいっているわけではございませんので、それを防ぐために、いろんな自然的な防護システムというのを備え持っております。こういった防護システムからくぐり抜けたごくわずかなケースががんになるということでございますので、そこら辺は確率的な影響ということでもありますので、放射線を浴びてがんにならない場合もありますし、全く浴びなくても発症するケースもあるということで、ここはなかなか確定的な形で見ることができないというような考え方がございます。

ここからが私どもの評価の内容でございすけれども、我が国の食品安全を守る仕組みというのは、基本的には、先に私ども内閣府の食品安全委員会が科学的・客観・中立公正な立場で、リスクに関して評価をして、その内容を厚生労働省にお伝えし、それに基づいて新たなルールづくり、あと監視・指導を行うというような形になってございすけれども、今般の事故というのは緊急に起こったことがございすので、先に厚生労働省のほうで暫定基準値というのを緊急的につくりまして、その内容について、後から評価依頼をいただいたという形になります。

いただいた評価依頼につきましては緊急取りまとめということで、この暫定基準値のもとになりました国際的な放射線防護機関が示している、実効線量 10mSv/年につきましては、緊急時の対応としては不適切とまでは言えないという根拠は見出せないという結果を示して、個別の各種にいたしまして、放射性セシウムにつきましては、年間 5 mSv というベースラインにつきましては、かなり安全側に立ったものというような形で評価をお返しさせていただきました。これを踏まえて、今の暫定規制値というのが今続いているということです。

これは、あくまでも緊急取りまとめという形でございす。厚生労働省からいただいた要請は、緊急時・平時問わず、我々の体がどれぐらい放射線に対して感受性というか、許容できるものなのかということについて評価していただきたいということでございましたので、この間いろいろ調査・審議させていただいて、10 月 27 日に最終的な取りまとめをいたしまして厚労省さんにお伝えし、それを受けて、新たな規制値を今まさに作成してい

ただいているという状況になっています。今般4月の適用を目指して検討をされているということでございます。

私どもの評価をするに当たりましては、3,300の内外の論文に当たらせていただきました。いろいろな国際機関から報告書出てきておりますけれども、それそのものを見るわけじゃなくて、その上流にあります個別の論文、文献等についても評価させていただきました。その中で重要視させていただいたポイントとしましては、被ばく量の推定が正しいのか。それと、発がん性の要因となるものは放射線だけではなく、後で示しますけれども飲酒とか喫煙とか、ほかの要因もいろいろありますから、そういったほかの要因を排除するような形の処理が適切であるかどうかということを重要なポイントにさせていただきました。

あともう一つは、私ども食品安全委員会でございますので、食品由来の内部被ばくについて評価することなんですけれども、残念ながら文献等につきましては、そういったデータというのはほとんどないということでございましたので、外部被ばくを含めました疫学データを用いて検討をさせていただきました。

あともう一つですけれども、いわゆるICRP等の国際機関、放射線を防護するためのいろんな勧告を行っている国際機関というのは、あるモデルを使って、いろんな勧告を行っているという現状がございます。

このICRPのモデルは「直線しきい値なしモデル」というふうに言われているものなんですけれども、放射性に関する体の影響というのは、少なくなるにつれ影響は少なくなるんですけれども、絶対ゼロになるような、しきい値的なものはないというような前提で、それを踏まえた防護対策をするのが適切であるというふうな立場で、こういったモデルを引用されているところでございます。

しかしながら、低線量域の体に対する影響というのは、本当にこうなっているかというのは、はっきりしたことがまだ見えてきておりません。研究者によっては、非常に体に悪い影響を及ぼすんだという考え方もございますし、逆に、体にいい影響を及ぼすものもあるというようなこともありまして、ここら辺については、まだ科学的な結論が示されていないというものです。

私どもとしては、こういったモデルを引用することではなく、直接的な文献から見出されるデータに基づいて判断をさせていただきました。こういった仮説モデルは採用していないということでございます。

その中でポイントになった論文でございますけれども、一つは、世界じゅうには、かなり放射線量が高い地域がございます。この場合ですと、インドの自然放射線量が高い地域なんですけれども、ここは累積線量500mSv強というところなんですけど、そこで何万人も暮らしている方の健康状態について調査したところ、発がんリスクの増加は見られませんでしたという報告がございました。

あと二つは残念ながら、日本人の例でございますけれども、広島・長崎の疫学データな

んですが、白血病による死亡リスクにつきまして、被ばくした集団と被ばくしていない集団を比較したところ、200mSv 以上でリスクが明らかに増加したけれども、200mSv 以下であれば、両者の差はなかったというような報告がなされています。

もう一つは、固形がんでございますけれども、こちらは、被ばく線量ゼロから 125mSv を一つの集団と見たときに、被ばく線量と発がんの発生度を見ますと、こういった直接的な関連性が見出されたんですけれども、上限を 125 から 100 に下げた場合、今まで見られていたこういった関連性がランダムになって、統計的な確認はできなくなってしまったというような報告がされています。私どもは、こういったいろんな数値が出ておりますけれども、一番低い厳しい値という形で 100mSv という数字を採用させていただきました。

もう一つの重要なポイントとして、小児、胎児に対する状況でございます。いろいろ調査させていただいたんですけれども、チェルノブイリ原発事故に関連した報告で、5 歳未満であった子どもさんに白血病のリスクが増加した。被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高いというような報告が見られたんですけれども、残念ながら、そのお子さんがどれだけ最初に被ばくしたかという、その部分が十分ではないという形でなかったため、これに示された数字というのを私どもの今回の評価の内容に採用することはできませんでした。胎児の場合は、1 Sv とか 0.5Sv という、かなり高い線量から影響を及ぼすというような報告がありました。

それを踏まえまして、私どもが取りまとめた内容の概要でございます。

放射線の影響が見出されるのは、生涯における追加の累積線量が、おおよそ 100mSv 以上。ここには、先ほどお示ししました自然放射線とかレントゲン等の医療被ばくは除いたものということにさせていただきます。

子どもさんにつきましては、先ほどの十分な根拠というのは見出されませんでしたけれども、小児の期間については、感受性が成人より高い可能性があるということでございますので、そこは管理の部分で、何らかの配慮をしていただきたいというようなことをお示ししました。

100mSv 未満の健康影響については残念ながら、ここに書いていますように、曝露量の推定の不正確さとか、ほかの発がん要因、たばことか飲酒とかそういったものとの影響は十分区別できない。それとベースとなる集団が小さいということがございますので、100 ミリ以下につきましては、あるともないとも今の知見では断定することは困難だというふうな形になってしまいました。

ここで示しました、おおよそ 100mSv というのは、安全か危険かの境界ではなく、食品についてリスク管理期間が適切な管理を行うため考慮すべき値。要は、101 ミリが必ずがんになってしまい、99 ミリなら絶対安全だと、そういった線が引けるような部分ではないということになっております。これを超えると健康の影響が出る可能性が高まるのが、今の科学で確認されている値ということで、食品からの追加的な実際の被ばく量に適用されるものというふうに位置づけてございます。

早口で申しわけございませんが、以上でございます。

○司会（山本補佐） それでは、続きまして、「食品中の放射性物質の新たな基準値について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課の横田雅彦より説明させていただきます。

○横田補佐 ただいま御紹介いただきました厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課の横田と申します。

時間が限られておりますので、早速説明に入らせていただきます。

まず、最初に、昨年3月に事故後、最初に定めました暫定規制値を新しい基準値に見直すということでございますけれども、最初に、おさらいという意味で、現在使用しております暫定規制値について説明をさせていただきます。

食品の暫定規制値の考え方でございますけれども、これはもともと食品衛生法で、放射性物質に対する規制値や基準値が国内になかったということで、今回の原発事故を受け、原子力安全委員会が定めておりました原子力発電所事故等を想定した「原子力施設等防災対策」という防災指針の中で、「飲食物摂取制限に関する指標」というものがございまして、それをそのまま準用させていただいたものでございます。

設定の考え方でございますけれども、生涯許容できる年間の線量を5 mSv ととりまして、食品を5つのカテゴリーに分け、カテゴリーごとに1 mSv、年間の許容線量を5 mSv としまして、それぞれのカテゴリーに1 mSv を割り振り、さらに、それらを成人、幼児、乳児と三つの年齢区分ごとに摂取量と放射線への感受性を考慮した線量係数で割り算をいたしまして、それぞれ何 Bq/kg であれば、各食品区分が1 mSv におさまるか、という計算をしております。

そうしますと、例えば飲料水のところでございますが、成人であれば201、幼児であれば421、乳児であれば228 という計算になりまして、この中で一番厳しいのが成人の201Bq/kg というのが一番厳しい値になります。

その次の牛乳・乳製品であれば、同じような計算をしますと、成人が1,662、幼児が843、乳児は270、牛乳をたくさん飲んでいるからということだろうと思われそうですが、最も厳しいのが乳児の270Bq/kg ということになります。

ほかのものも同様に計算しますと、大体成人が一番厳しい値になってくるわけでございますけれども、それぞれの食品カテゴリーにおいて、最も厳しい、最も小さい値をとってくと、こういう数字になるということになります。

その中で端数を整備すると大体200と500ぐらいに分けるといような形で規制値が設定されております。

この導出の過程で、大人と子どもの放射線の感受性の線量係数で反映されておりますけれども、それから食品は基本的に、大人用の食品と子ども用の食品を分けるということができませんので、大人も子どもも計算した上で、最も厳しいものを選ぶという形をとっております。そういう意味では、子どもに対しても十分配慮されたものになっているという

ふうに考えております。

あと、ここには記載しておりませんが、摂取の規制値については、10%のストロンチウムが含まれていることを前提に計算しておりますので、ストロンチウムを含めて、合わせて5 mSvにおさまるように、規制値が設定されております。

このような方法で暫定規制値が定められておりますけれども、暫定規制値であっても大人と子どもの曝露量を計算いたしますと、子どものほうが大人のおおむね半分ぐらいになっているという状況でございます。

続きまして、今回の新たな基準値の設定についてでございますけれども、現在、暫定規制値に適合しているという食品についても健康への影響はないと、一般的には評価されております。そういう意味では、安全性が確保されていると評価されておりますけれども、より一層、食の安心・安全を確保するという観点から、年間の許容線量を5 mSvから1 mSvに下げた基準値をつくっているということでございます。

また、食品区分は、従来5つの区分に分けておりましたけれども、新しい基準値では、基本は一般食品に分類いたしまして、飲料水、暫定規制値では牛乳・乳製品となっていましたけれども、その中の牛乳を特出ししたあと、乳製品については一般食品のほうに入れます。さらには、新たに乳児用食品というものを、新たな区分をつくり、基準値として上から10、50、100、50という数字を考えているものでございます。

それぞれの食品区分についての説明で、まず飲料水ですけれども、すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が非常に大きいということ。大人であれば、WHOでは大体2リットルぐらい飲んでいるということを基準にしております、非常に多い摂取量があること。

それから、WHOの飲料水に関する指標値としましては、10Bq/kgという数字が提示されていることもありまして、飲料水については一般食品と区別して、特出しで区分をつくるとしております。

対象についてですけれども、直接飲用する水の場合、調理に使用する水、水との代替関係が強い飲用茶、この飲用茶につきましては、いわゆる日本人が常用しています緑茶に限りますけれども、これらについては水のかわりに飲まれるものであるもので、水という分類に入れるということになっております。

このあたりで若干質問があったので、少し詳しくお話をさせていただきますと、緑茶以外に摂取量の多いものとしましては麦茶がありますけれども、麦茶は原料である大麦の状態で、一般食品の基準の100Bq/kgが適用されます。したがって、実際に飲む段階では、もう10Bq/kgを下回るようになりますので、いわゆる原料の大麦のほうで対象とすると。

そのほか緑茶と麦茶以外の紅茶とかウーロン茶とかコーヒーなどの嗜好飲料も含めて、水とか緑茶に比べると平均的な摂取量というのは、紅茶とかウーロン茶とかコーヒーとかですね、平均的な摂取量が多くはないため飲料水の区分には該当せずに、飲料の状態での一般食品への基準を適用することを考えております。

なお、食品の区分の範囲については、新基準の施行時に通知等で具体的にお示しする予

定であることを申し添えます。

それから、乳児用食品と牛乳につきましては、乳児用の食品は、食品安全委員会が小児の期間については、感受性が成人より高い可能性を指摘しているということもありますし、そういう背景もありまして、乳児用食品は子どもの食品ですし、牛乳というのは大人に比べると、明らかに子どものほうが摂取量が倍以上多いという背景もございます。これについては特出しをして、基準値を設定するというところでございます。

そのほかの食品はスライドに記載しておりますように、「以下の理由により」というところでございますけれども、一般食品については一括して区分することにしておりまして、一括することにより、それぞれの食品で、基準値が何 Bq/kg なのかと、そういったことを考える必要はなく、非常にわかりやすい基準になるということもあります。また、食習慣の違い、肉をよく食べる方とか、野菜をよく食べる方といった、そのばらつきの影響が少なくなること。また、コーデックスなど国際的な考え方と整合するといったことありまして、この4つの区分とすることにしております。

続きまして、規制の対象とする核種の考え方でございます。

暫定規制値は、ヨウ素、セシウム、セシウムにはストロンチウムも含まれておりますけれども、ウランとプルトニウム等のアルファ核種です。この4つの区分の核種が対象になっておりますけれども、今回の新しい基準では、規制の対象は福島原発事故での放出された放射性核種のうち、原子力安全・保安院がその放出量の試算値リストに掲載している核種、その中で半減期が1年以上の放射性物質をすべて対象とするということを基本的な考え方にしております。

その結果、2種類のセシウム、セシウム 134 と 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106、これらの核種を対象と考えております。

今回の新しい基準では、今後長期にわたって使用するものですので、半減期の短いものについては対象としておりません。

また、この星印のところにありますけれども、放射性ヨウ素、先ほどちょっとお話もありましたけれども、ヨウ素は半減期が8日しかないということで、既に検出されなくなっております。また、暫定規制値では対象となっておりましたウランでございますけれども、これについても原発の敷地内で既に天然の存在レベルと差のない状況になっておりますので、新しい基準値では対象としないということにしております。

続きまして、規制値設定の考え方でございますけれども、セシウム以外の核種については測定が非常に時間がかかるという状況にあります。ガンマ核種以外の核種ですね、アルファ核種やベータ核種については数日から数週間といった測定に非常に時間がかかりますので、それぞれの移行経路について、各放射性核種の濃度がどのように移行しているか。そういったことを農産物や畜産物ごとに計算をしまして、セシウムとの寄与率を計算し、合計した上で、合計が 1 mSv を超えないようにセシウムの基準値を設定するようにしております。

下の図にありますように、それぞれの移行経路ごとに、計算を行いまして、星印のところにありますように例えば 19 歳以上で、放射性セシウム以外の核種の線量が大体 12%を占めているということです、放射性セシウムとしては 88%に抑えるということで計算を進めております。

続きまして、実際の新しい基準値というのがどのように計算されているかということでございます。

介入線量レベルとしましては、年間 1 mSv でございますけれども、ここから飲料水の線量を引きます。飲料水 10Bq/kg でございますけれども、その線量は計算しますと、年間 0.1mSv 程度になりますので、その分を 1 mSv から引いた 0.9mSv を一般食品に割り当てるという計算をしております。

1 歳未満から年齢区分、性別、あと妊婦さんにつきまして、年間の食品の摂取量及び換算係数で割っていきますと、それぞれの年齢・性別・妊婦さんの区分で、限度値として何 Bq/kg までならば、合計の線量として 1 mSv におさまるかという計算をここでしております。

この計算に際しましては、流通する食品の 50%が汚染されているという仮定を置かせていただいております。その結果、この全体を見ていただくと、一番厳しい値として、13 歳から 18 歳の男性が 120Bq/kg ということで一番厳しい値になっております。ちょうどこの年代が中高生の男性ということで、一番食品の摂取量が多いということもあるんでしょうけれども、ここが一番厳しい数値になっております。

一方、1 歳から 6 歳の小さい子どもでは、300Bq/kg でも大丈夫という数値ですけれども、子どもの食事と大人の食事とで食品流通を分けることができませんので、一番低い数値を採用し、120Bq/kg を採用し、さらには端数を切り下げた、100Bq/kg という基準値案を設定させていただいております。

続きまして、乳児用食品の範囲についてでございますけれども、含まれる食品は、健康増進法に定められております乳児用調整粉乳、いわゆる赤ちゃん向けの粉ミルクでございます。それから乳児の飲食に供することを目的として販売されているもの、ベビーフードやフォローアップミルクですね。乳児用のおやつ、例えば、何カ月からとか書いてあるようなものでございます。1 歳未満、12 カ月齢以下のお子さんを対象としている食品について対象にしたいというふうに考えております。

続きまして、牛乳の範囲でございますけれども、牛乳については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令。通常我々、乳等省令と呼んでおりますけれども、この省令において、牛乳を原料とする食品の定義がいろいろと定められております。

この乳等省令における「乳」とは、牛乳のほかに低脂肪乳、加工乳等が含まれております。そのほかにスーパー等で見いただければわかると思いますけれども、乳飲料というのがあり、カルシウムを添加した骨太何とかといった牛乳のような形をしたものとかです。けれども、乳等省令では、厳密には「乳」ではなくて、「乳製品」のほうに含まれております。ただ、食品の外観や飲食の仕方からして、牛乳と同じように飲まれているものでござ

いますので、今回の基準としては、牛乳と同じ区分に入れることを考えております。

ほかにも例えば乳酸菌飲料、形を見れば大体何か想像できるかと思いますが、乳酸菌飲料とか発酵乳ですね。あとチーズといったようなものについては、特に子どもが明らかに食べている量が多いというデータはございませんので、今回は牛乳とは別の扱いとして、一般食品のほうに分類しております。

逆に、牛乳については圧倒的に子どもさんの喫食量が多いということがわかっておりますので、一般食品とは別扱いをするということにしております。

一つ前のスライドでお話しましたように、乳児用食品と、ここでお話しました牛乳については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため、二つ前のスライドでお話しましたように、一般食品は汚染率 50%という前提で置いておりますけれども、これらの二つ、乳児用食品と牛乳につきましては、100%汚染していても影響がないようにということで、一般食品の 100Bq/kg の半分である 50Bq/kg を新たな基準にしたいと考えております。

次に、製造、加工食品の新たな基準値適用の考え方でございますけれども、基本は、現在の暫定規制値でも同様でして、原材料だけでなく、製造、加工された状態、加工食品においても一般食品であれば、100Bq/kg を満たさなければいけないということでございます。

ただし、ここに示しました①と②については、暫定規制値にはない新しい考え方を導入したいと考えております。

一つ目は、乾燥キノコや乾燥魚介類とか乾燥野菜とか、乾燥食品という形で流通しまして、水戻しを行って食べるものにつきましては食品の喫食状態、コーデックスで言われる食べる状態に戻した形で安全を確保するという考え方を適用したいと考えております。原材料の状態と食べる状態、水戻しをした状態で基準値を適用しまして、乾燥状態での基準値適用は行わないということを考えております。

ただし、注釈にありますように、のりとか煮干しとか、するめとか干しブドウ、こういったものにつきましては乾燥したまま食べるものでございますので、これらについては乾燥した状態で、一般食品の基準値を適用するというところでございます。

二つ目、お茶とか米油でございますけれども、原料から抽出や浸出をして飲む、または食べるという食品でございますけれども、原材料の状態と実際に食べる状態では形態が大きく変わるということです。基準値の適用対象としては、お茶については飲む状態で飲料水の基準、米や菜種などを原料とする油については抽出した油の状態で、一般食品の基準を適用するという考えで進めております。

続きまして、経過措置期間の設定でございます。

先ほどお話ししましたように、現在の暫定規制値につきましても適合している食品であれば、健康への影響はないと評価されております。そういう意味で安全性は確保されていると考えられますことから、新たな基準値への移行に際しては、市場に混乱が起きないように、準備期間が必要な食品については一定の範囲で経過措置を設定することとしております。

また、それ以外の食品についても3月31日までに製造、加工、輸入されたものにつきましては、賞味期限までは4月以降も流通を認める方向で考えております。

ただし、原料となるもの、生鮮食品を含めたものについては4月1日から切りかえますし、製造加工用の原料も4月1日以降に新たにつくる、または輸入される食品については、新しい基準に適合させる必要があります。この原料は新しい基準に適合したものを使って製造していただくということになります。

これら以外に経過措置の対象となるものとしましては、米、牛肉、それとあと大豆と考えております。米、牛肉については6カ月間、大豆については4月1日から9カ月間と考えております。

これは既に市場に、今年既に生産されたものが出回っておりまして、暫定規制値である500Bq/kgを超えたものは排除されているわけでございますけれども、急に100Bq/kgにすることによって、100から500Bq/kgの間のものが市場に流通することになります。それらを全部排除するというのは、作業として非常に膨大な作業になりますし、とても3カ月では間に合わない。また、米と大豆については1年に1回しかつくらないということですので、これらについては経過措置期間を設けたいと考えております。

これらの経過措置の対象となる品目の選定については農林水産省さんと協議をした上で、必要最小限の品目に対して最短の期間で設定することとしております。

では、これらの基準値の食品を摂取した場合に、どれぐらいの被ばく線量になるかというものを示したスライドでございます。

注釈に書いてありますように、飲料水と乳児用食品と牛乳は汚染割合として100%、一般食品は汚染割合50%として算出しており、この条件のもと、基準値いっぱいの食品を食べた場合ですので、いわゆる実際には想定されないワーストケースということで計算をしております。

やはりもともと一番厳しかった13歳-18歳の男子が一番大きな数字になっており、年間0.8mSvになっております。1歳未満とか1歳から6歳の小児については、さらに小さい値で0.3から0.4といった数字になり、このあたりの大人の数値に比べると半分ぐらいの線量になっておりますので、乳幼児には十分配慮した基準値になっているのではないかと考えております。

先ほどの計算では、あくまでもワーストケースでしたので、実際の被ばく量がどうなのかというのをこのスライドと次のスライドで示させていただきます。

新しい基準値に基づく放射性セシウムからの被ばく線量の推計でございますけれども、これは8月から11月に自治体で行ってございました食品のモニタリングの検査のデータをもとに、喫食量を掛け合わせて推計したものでございます。

左側がその得られた検査値の中央値を使って計算した場合、右側は90パーセンタイル値、いわゆる低い値のものから積み上げていって90%目のところ、すなわち比較的高目の数値を用いて計算したものでございますけれども、これらを国民の平均的な食品の摂取量で、

1 年間摂取をし続けたという前提で計算したものでございます。

その結果、中央値で計算した場合、0.043mSv/年と、90 パーセンタイル値でやった場合は 0.0764mSv/年ということですので、実際のモニタリングデータからの推計では、さらに小さな数字になっているという状況でございます。

前のスライドで、そのワーストケースでは 0.8 とか 0.6 といった数字になっておりましたけれども、実際は、さらに 1 けたぐらい小さい数字になっているということがわかります。

もう一つ同じように摂取量の推計をしていますけれども、これは、いわゆる食品からの放射性物質の摂取量の調査としてやっております。この左のものがそうでございますけれども、東京、宮城、福島におきまして、市場に流通しているものを実際に買ってきて検査をしたデータです。

宮城とか福島につきましてはできるだけ地元産、地元で生産されたものを買ってくるようなことをしておりますけれども、それぞれを平均的な喫食量でサンプリングをして、均一化したものを測定する。ちょっとややこしい説明になってしまいましたが、一般的にはマーケットバスケットと呼ばれる方法で調査を行ったものになります。

その結果でございますが、東京ではほとんど見えないんですけれども、紺色のところがセシウムの被ばく量になります。東京で 0.0026、宮城では 0.0178、福島では 0.0193mSv/年という数字になりますけれども、一番高い数値になっている福島でさえ、一つ前の推計よりもさらに少ない、半分程度の被ばく量というのが実際のところかなということがわかります。

また、黄色い部分ですが、前の演者がお話されていましたが、放射性カリウムの食品からの摂取量を同時に測定をしております。この放射性カリウム、先ほどの話ありましたように、自然界に存在する放射性物質でございますけれども、日本全国で、右側は平成 20 年度に調べたものもありますが、大体平均して 0.2mSv/年ぐらいのあたりで推移しております。

今回策定されたセシウムの量、この薄いところでございますけれども、この量というのはカリウムによる被ばく量のばらつきの範囲ぐらいにおさまるとというのが実際のところであるというふうに考えております。

最後になりますけれども、規制値の見直しに当たってスケジュール、これまでのスケジュールと今後のスケジュールを示させていただいております。

現在は、ちょうど下から 4 列目の箱になります。パブリックコメントの実施や WTO への通報、リスクコミュニケーションの実施。上の二つは、もう既に終わっておりますけれども、リスクコミュニケーションの実施につきましては、きょうが一番最後ということで、この箱の一番最後という状況でございます。

今後は、厚生労働省のもとにあります薬事・食品衛生審議会からの最終的な答申をいただきまして、4 月の施行に向けて手続を進めていきたいというふうに考えているところで

ございます。

時間ちょっと超過してしましまして申しわけありませんが、私からの話は、以上です。
ありがとうございました。

○司会（山本補佐） それでは、続きまして、「食品中の放射性物質の検査について」、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の竹内大輔より説明させていただきます。

○竹内専門官 ただいま御紹介にあずかりました厚生労働省食品安全部監視安全課の竹内でございます。

スライドの1枚目でございますけれども、本日は「食品中の放射性物質の検査について」ということで、副題にもございますように、現在の暫定規制値における検査体制と、あと今後新しい基準値ができたときの検査体制に関しての取り組みということで御説明をさせていただきます。

まず、これまでの取り組みということで大まかな内容をお示ししております。

食品中の放射性物質につきましては、スライド左側でございますけれども、事故後、速やかに暫定規制値を設定いたしまして、その暫定規制値に基づきまして、福島県を初めとする関係自治体のほうで検査が実施されております。

スライド上では2月20日現在という形になっておりますが、昨日までに11万5,384件の検査が実施されておまして、そのうち暫定規制値を超えるものにつきましては1,159件という結果になっております。

今回検査されている内訳のほうにつきましては、基本的には出荷する前の段階ということで、流通に乗る前の食品について多く検査がされているということでございますので、実際には流通段階の食品を回収ですとか廃棄の対応をとったというケースは少ないというふうに感じております。

加えて、スライドの真ん中の下のほうにございますけれども、政府全体としましても原子力災害対策本部というのを原子力災害特別措置法に基づきまして設置しておまして、食品の出荷制限等のプロセスというのがあります。こちらのほうにつきましては2枚目のほうで御説明をさせていただきます。

スライドの右側の下のほうに、現在、出荷制限がかかっている品目というのを一覧としてお示ししておりますが、おおむね東北ですとか関東の一部の地域に、一部の品目がかかっているという状況になっております。

では、次に、先ほど申し上げました行政側の食品中の放射性物質の対応のスキームということで、政府全体としてのスキームをお示ししております。

まず、こちらでございますけれども、原子力災害対策本部が原子力災害対策特別措置法に基づきまして設置されております。この組織につきましては、こちらでございますように、本部長が内閣総理大臣で、副本部長が経済産業大臣ということで、厚生労働大臣も構成員ということで、すべての閣僚が構成員ということで対応している組織でございます。

食品に関しまして、この原子力災害対策本部がどのようなことをやっているかということでございますけれども、食品の出荷制限・摂取制限の設定ですとか解除の指示を行う、食品中の放射性物質に関する暫定規制値の考え方につきまして、厚生労働省で暫定規制値を設定したわけでございますけれども、原子力安全委員会の助言を受けて、原子力災害対策本部のほうから暫定規制値の考え方について意見を厚生労働省に提示がなされているという形になっております。

こちらにお示ししておりますけれども、福島県を初めとする都道府県で食品中の放射性物質の検査というのを実施しているわけでございますけれども、検査に当たりまして、原子力災害対策本部のほうでは、出荷制限・摂取制限に係る検査計画等の考え方である基本的なガイドラインを示しております、そちらのほうに基づきまして検査が実施されております、暫定規制値を超えるような事例が報告された場合については、必要に応じて原子力災害対策本部のほうから出荷制限の指示がされているという形になっております。

一方、スライドの真ん中にごございます厚生労働省の役割ということになりますけれども、厚生労働省は食品衛生法を所管している省庁でございますけれども、厚生労働省の役割としましてはスライドの右側にごございます。こちらは暫定規制値というふうになっておりますけれども、食品中の基準値を決めたり、左側にごございます検査の考え方ですとか検査のガイドラインを示すということで、検査の企画・立案をすること。あとは都道府県のほうで実施しております検査の結果について、厚生労働省のほうで集約をして、それをわかりやすく公表するという形でしております。

一例としまして、出荷制限につきましては、先ほど申し上げましたガイドラインというものに基づいて、都道府県で実施し、その結果、暫定規制値を超えているという事例が見受けられた場合について、例えば農林水産省とかと連携をとりながら、原子力災害対策特別措置法に基づいて原子力対策本部のほうから、総理大臣のほうから出荷制限の指示がなされるというような形になっております。

では、先ほど申し上げたガイドラインで、どのようなことが書かれているかということについて御説明をさせていただきたいと思っております。

食品中の放射性物質の検査については、先ほども御説明いたしましたように、原子力災害対策本部で策定したガイドラインを踏まえて検査計画が設定されております。

原子力災害対策本部のほうで定められたガイドラインでは、検査をすべき自治体ということで17都県というのが示されております。この17都県というものにつきましては、先ほど申し上げました出荷制限の指示がかかった自治体と、その指示がかかった自治体に隣接する自治体ということで、17都県という形になっております。

検査対象の品目としましては、スライドにお示ししておりますように、これまで暫定規制値を超えた食品ですとか、国民の皆さんがよく食べるような食品、あと出荷制限の指示がされて、その後解除がなされたような品目について、解除後も一定のフォローが必要な品目ですとか、あとは検査を対象とするような自治体において生産がよくとれる主要な農

作物ですとか、畜産物とかそういったものですとか、あとは現に流通している食品といったような項目の中から、地域の実情に合わせて検査が実施されているという形になっております。

検査につきましては、当初は何もデータがないというところがありましたので、手探りの中で検査が実施されていたところがございますけれども、その後、今回の資料の 15 ページにもつけておりますけれども、文部科学省さんのほうで実施されております環境モニタリングの結果というものも出てまいりましたので、そういったデータを考慮しながら、検査についても効果的・効率的な検査を実施するというふうな形になっております。

検査頻度につきましては、検出状況に応じて強化という形になっておりますが、特に東北ですとか関東のほうでの検査の状況を見てみますと、曜日ごとに検査をする、例えば、月曜日は肉をするとか、火曜日は野菜をするとか、そういうふうな形で、曜日と品目を決めて実施しているところが多いように感じております。

当然のことながら、このような形で検査が実施されましたときに、暫定規制値を超えるような食品が見つかった場合については、厚生労働省のほうからその食品についての検査の強化をしてくださいと、見つかった県に対してだけでなく、その周辺の県に対しても検査の強化を依頼しております。

続きまして、実際にどんな検査をやっているかというところがございますけれども、手法としましては、スライドの①でお示ししておりますように、ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法というのを原則としております。ただ、こちらのゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法のほうにつきましては、精度はいいんですけれども、時間がどうしてもかかってしまうというところがございます。

一方の皆さん御存じかと思えますけれども、昨年 7 月に汚染稲わらを食べた牛が全国各地に流通したという事件がございましたけれども、その事件を契機にしまして、一部の自治体のほうから牛肉の全頭検査ですとか全戸検査を実施したいというような要望がございまして、検査の効率化と迅速化の観点で、②に示しておりますような NaI シンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法というのを定めまして、各自治体で実施されているところでございます。

当初は、この試験法を出した契機が牛肉だったということで牛肉のみでしたけれども、その後、食品群を拡大いたしまして、現在では暫定規制値が 500 ベクレルになっている食品については、すべて適用が可能という形になっております。

測定の流れということでございますが、基本的にどちらの測定機器でもあまり変わらないんですけれども、こちらにお示ししているような例えば肉ですとか生茶というものを均一な資料ということで、例えば、生茶であれば細切れにするですとか、牛肉というものについてはミンチにすると。そして、ここにお示ししているような容器の中にきれいに詰め込んでいただくと。そして、その容器の中に詰めていただいたものを機械の中に入れてはかると、そういうふうな形で流れております。

続きまして、地方自治体のほうで基本的には検査がされているというところでございますけれども、厚生労働省のほうでは自治体の検査を支援するという観点から、まず、検疫所や国立機関、大学等の試験機関を紹介する仕組みというのを構築させていただいております。

まず、ここに検疫所というのを書いておりますけれども、検疫所のほうではチェルノブイリ原子力発電所の事故がありましたので、それを受けて事故以降、輸入食品について継続的に、輸入食品中の放射性物質の検査と実施してきた経緯というのがございます。それで、これまでの実績を活用する形で、福島での事故後についてもこの事案を鑑みて強化を行ってきているということになります。

先ほど基準値の話があったんですけれども、今後、新しい基準値ができると、輸入食品についてもまた同じように基準がかかるという形になります。

続きまして、スクリーニング機器の導入によるスクリーニング検査の導入の推進ということで、先ほどスクリーニング法のお話をさせていただきましたので割愛をさせていただきます。

一つ飛ばしまして、関係省庁での機器整備に関する財政的な支援措置ということで、都道府県の検査ということで、当初、検査機器を持っていないというところがございますので、農林水産省さんですとか文部科学省さん等の支援を受けながら各都道府県等で検査の支援、機器の購入の支援というのがされているというところがございます。

三つ目のほうに戻らせていただきますが、国みずからも流通段階の買い上げ調査を実施ということで、こちらは何をしているかと申し上げますと、国のほうでみずから皆さんが購入されるようなネットですとかスーパーのほうに食品を買いに行きまして、その食品中に含まれている放射性物質がどのくらいなのかという検査を実施しているという形でございます。

なぜこの検査をやっているかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、地方自治体のほうで検査計画を策定しまして、検査を実施しているところがございますけれども、国のほうで検査の状況というのを確認しましたところ、自治体によって濃淡があるというところで、実際その濃淡、特に淡の部分のかとは思いますが、モニタリング計画で本当に問題がないのかというのを確認するという観点で、買い上げ調査というのをさせていただいております。

また、その 17 都県、特に、この 17 都県の検査計画につきましては、厚生労働省のホームページのほうで公表させていただくことによって、皆さんがどんなふうに行っているのかというのがわかるようにさせていただいております。

では、出荷制限の話ですけれども、先ほど申し上げましたように、出荷制限というのは原子力災害対策特別措置法に基づいて指示がなされているということで、一番初めには昨年の 3 月 21 日に、原乳ですとか葉菜類に関して行われているものでございます。それ以降、最初のスライドでもございましたけれども、いろいろな食品のほうで出荷制限の指示とい

うのがなされているところでございます。

この出荷制限の考え方につきましては、昨年の4月4日に原子力災害対策本部のほうから示されているものでございます。

原則につきましては、こちら検査結果というのに基づいて判断するという形になっておりまして、この中では、その地域的な広がりがあることが認められた場合については出荷制限とすると。著しく高濃度の値が検出された場合については摂取制限をかけるという形になっております。

食品衛生法とあと原子力災害対策特別措置法の関係なんですけれども、食品衛生法の場合は、その検査の結果に基づいて判断をするという形になっておりますので、極端な例を申し上げますと、ある畑で検査をして、それが暫定規制値を超えていたということであれば、その畑のものについては回収ですとか廃棄等の措置が講じられるという形になりますけれども、例えば、その隣にある畑について同じロットであるというふうに考えられなければ検査をしないので、食品衛生法上では回収等の措置が講じられないという形になっております。

それを補う形で原子力災害対策特別措置法のほうでは、ある畑の結果等をもって地域的な広がりがあると判断がされた場合については、隣の畑についても出荷制限の措置をかけるという形になりますので、食品衛生法でできない部分については原子力災害対策特別措置法のほうでカバーを行っているという形になっております。

では、次に、出荷制限ですとか摂取制限の設定についてということで、こちらのスライドをお示ししております。

通常は、複数の市町村で暫定規制値を超えた場合については地域的な広がりがあるという判断をしまして、検討を行った上で指示がなされるという仕組みになっております。

対象地域につきましては、スライドにございますけれども、都道府県域を原則という形になっております。ただ、当初は確かに福島県全域というふうな形で、県の全域という形で設定してきていたところでございますけれども、よりきめ細やかな対応が可能ではないかというような話が都道府県等からございましたので、昨年4月4日以降は、きめ細やかな管理ができる場合については県全域ということではなくて、その中にある複数市町村に限って指示を行っているという形になっております。

指示につきましては、先ほど申し上げましたように、原子力災害対策本部長である総理大臣のほうから各都道府県知事に対して指示がなされるということで、都道府県知事のほうから各市町村に対して要請等の指示が行われて、出荷制限がなされるというような仕組みになっております。

一方、解除する場合ですけれども、基本的には当該自治体のほうからの申請という形になっております。解除の場合については、必ずしも指定された区域と同じ形でなければいけないということではなく、その実際の検査の結果等を踏まえて、さらに細分化をして申請ができるという形になっております。

こちらのほうに放射性ヨウ素と放射性セシウムが解除される条件というのが示されておりますけれども、検査だけやるということで、もう実際にはその前の段階の管理ということで、例えば、牛肉であれば牛のえさの管理をしっかりといただくですとか、お茶の場合であれば若芽のほうに集まるというような話もございますので、そういったものを深刈り等によって排除していただいて、そういう高く蓄積されているような部分について除いていただいた上で、出荷できるものについて検査をして、問題がないかというのを確認していただいて、初めて解除というような形になっていくのではないかとというふうに考えております。

検査結果の公表につきましては、先ほど御説明いたしましたように、日々厚生労働省のほうで取りまとめて公表させていただいておりますが、3月に暫定規制値を設定して以降、毎日公表という形をとらせていただいております。

また、検査結果につきましては、検出された場合については暫定規制値を超えた場合も超えなかった場合も、その結果を公表するという形で公表しておりますが、検出されなかった場合については当初、NDということでは不検出という形で公表させていただいていましたが、皆様のほうから、やはりどこまではかったのかわからないというような御意見もございましたので、昨年の10月以降についてはNDということではなく、どこまではかったのかということがわかるように、検出下限値というのをお示しして、公表させていただいております。

このほかスライドのほうではお示ししておりませんが、実際公表されている資料の中では、ゲルマニウム半導体を使ったのか、NaI シンチレーションスペクトロメータ等を使ったのかというような機器の情報ですとか、あと、どこの産地のものをはかったのかといったような情報についてもあわせて公表させていただいておりますので、またホームページのほうをごらんいただければと思います。

では、こちらから3枚ほどは、これまでに都道府県等から報告されている検査結果をまとめたものという形になっております。

例えば、代表的なものを幾つかということで、例えば野生鳥獣肉ということでイノシシとかシカとかいるかと思うんですけれども、9月から12月ぐらいに若干高くなっているというふうな傾向が見受けられるかと思うんですけれども、こちらについては野生鳥獣肉の解禁というのがあったということで、実際に出す前に検査をしているということで若干、検査の結果としては高い値が出ているというような形になっております。

続きまして、2枚目のほうで幾つかということで、牛肉のほうにつきましては6月から7月ごろにかけて高い値というのが示されておりますが、先ほど御説明いたしましたように、汚染稲わらの関係で、流通していたものが出たということで高い値が出ているということになっております。

一方、9月以降は低い値におさまってきているというところになっておりますが、先ほど申し上げましたように、えさの管理をしっかりといただくですとか、あと出荷時に全

頭検査を東北の各県でしていただくというような措置が効果として出てきておりまして、低い値におさまってきているというような形になっております。

続きまして、3枚目のほうでございますが、例えば米については11月ごろに高い値が出ているということで、皆さんは新聞等で御存じかと思えますけれども、福島県産の米のほうで一部、暫定規制値を超えるものが出たということで、その結果が反映されているというような形になっております。

こちらが暫定規制値を超えた超過割合を福島県と福島県以外に分けて、スライドでお示ししたものでございますけれども、3月、6月ごろに比べますと、10月、11月ごろについて、おおむね暫定規制値を超えているもの、すなわち濃度が減少傾向にあると。ただ、一方、赤い三角で示しておりますけれども、福島県も福島県以外も赤い三角ということで、キノコ類のほうが若干高い値になっているかと思うんですけれども、こちらについては野生キノコがとれる時期が、ちょうど秋口ということで、そういったものについて集中的に検査を行ったという関係で、若干10月から11月にかけて、超過割合が高くなっているというような結果になっております。

では、今後の取り組みについてということで御説明をさせていただきたいと思えます。

今後の取り組みとしましては、先ほど御説明をさせていただきましたけれども、新しい基準値が適用執行されるということを踏まえまして、これまでの取り組みというのは当然同じように継続してやっていきたいというふうに考えておりますけれども、平成23年の結果としまして、既に11万件の結果というのがございますので、その検査結果を踏まえまして、先ほど申し上げた検査計画の考え方というのを、今現在見直しを進めております。

あわせて、こちらに2ポツ目でございますけれども、スクリーニング検査の技術的要件ということで、12月13日まで実施しておりまして、今のいただいた御意見を踏まえて検討させていただいているところでございますが、こういった迅速化・効率化に資するようなスクリーニング検査についても見直しを行わせていただいているところでございます。

事前に御質問をいただいた中で、前に示していたスクリーニング法について、使われていた機器について、使えるのかというようなお話がありましたけれども、基本的には新しい基準値に合わせる形で、技術的要件というのを示しておりますので、経過措置が適用される食品については、その前のスクリーニング法で技術的要件を満たしている機器であれば、そちらについては使っていただくことができますけれども、新しい基準値に合わせた形の技術的要件を満たさないような機器については、やはり使うのは困難であるというふうに考えております。

また、文部科学省ですとか農林水産省さんのほうで、先ほど検査の機器の購入支援ということで実施しているというようなお話をしておりましたけれども、私どもとしても新しい基準値に適用できるような検査機器ですとかについて、特にゲルマニウム半導体検出機器ですとかについて地方自治体からの御要望があるということで、財政的な支援を行って

いきたいというふうに考えております。

ただ、厚生労働省が行う財政的支援というのは食品衛生法での監視指導を行う自治体という形になりますので、例えば大阪府の場合ですと、都道府県である大阪府、または政令市である大阪市や堺市、あと保健所設置市である、例えば高槻市のような保健所設置市というところまでに限られますので、それ以外の自治体については、その補助の対象にはなっていないということは御理解いただければと思います。

最後のスライドになりますけれども、今申し上げたような説明につきまして、厚生労働省のホームページのこちらのアドレスですとか、首相官邸のホームページからもごらんいただくことができますので、またお戻りになったら一度御参考にしていただければと思います。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○司会（山本補佐） それでは、続きまして、「農業生産現場における対応について」、農林水産省生産局総務課 土居下充洋より御説明させていただきます。

○土居下補佐 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました農林水産省の土居下と申します。私のほうからは農業生産現場における対応につきまして、主に東日本の現場での対応につきまして御説明をしたいと思います。皆さんお疲れかもしれませんが、いましばらくおつき合いいただければと思います。

私の説明は、こちらにある３点でございます。

一つ、放射性物質対策につきまして農林水産省の基本方針を簡単に御説明いたします。その後に、先ほど厚生労働省の竹内さんから御紹介がありました農畜産物の放射性物質検査の結果、これを見ながら農畜産物の現状について御説明したいというふうに思います。

最後に、今、生産現場でどのような取り組みを行っているかということも御説明したいと思います。

最初の農林水産省の基本方針でございます。

まずは第一に、当然のことではございますけれども、国民の皆様には安全な食料を安定して供給できるような、そういう施策をやっていくということですが、２番目でございます。その目的の範囲内で放射性物質検査が円滑かつ迅速に行われますように、現場の皆さんを支援しているということでございます。

最後でございます。こういった食品衛生法を所管されているのは厚生労働省ですので、基準づくりは厚生労働省に協力しながら、現場の対応というのは農林水産省がしているということでございます。

それでは、放射性物質の検査結果を品目ごとに御紹介したいと思います。

まず、お米でございます。お米につきましては、その原発の周辺の土、土壌の放射性セシウム濃度が高いところで作付制限をいたしました。また、作付けられたところにつきましては、こういった検査を行って、安全性の確保に取り組んできたということでござい

す。

その結果、これ 17 都県、北は青森、東北の県、それから関東の県、西に行きますと新潟、長野、静岡といった県、こういった 17 の都県の 3,217 点のうち 3,190 点が 50Bq/kg 以下、ほとんどが 50Bq/kg 以下という結果になってございます。

次のスライドは福島県だけを取り出したものでございます。1,276 点ございますが、福島県だけを見ても 98.4%が 50Bq/kg 以下、また、90.4%は 20Bq/kg 未満となつてございます。

ただ、皆様も報道で御存知のとおり、こういった検査が終わった後で 500Bq/kg、すなわち暫定規制値を超える米が見つかったということがございました。そういったことから米につきましていろいろ報道がありましたので、相当汚染されているという印象を皆さんお持ちかもしれません。しかし、まずは概して、米につきましては放射性セシウム濃度が低いことを御理解いただければというふうに思います。

ただ、こういったものが検査で確かにあったということ。それから、ほとんどは、こういう低い値が出るのに、どうしてこういったところが高い値になるのだろうかというようなことで、いろいろさらに取り組みを進めてきたところでございます。

このスライドでございますが、二つやりましたということです。一つが先ほど暫定規制値を超えた地域、これは福島市の大波地区というところで、まず最初に見つかったわけなんです、その地区とそのほかの特定避難勧奨地点、これ住民の方が避難された地域ではなくて、局所的に放射線量が多い地点、そういったところがございました。そういったところ及びその周辺を、米をさらに細かく調査をしたというのをまず一つやりました。

もう一つが、じゃあ、ここでどうして、どういう条件がそろえば米の放射性セシウム濃度が高くなるのかということを、詳細に調査をいたしました。その結果を御紹介したいと思います。

次のスライド、これは調査の結果でございます。

まず、農家の数とか生産量で見えますと、福島県で 6 万 6,000 の農家があるわけなんです、そのうち 3 分の 1 程度に当たる 2 万 3,000 の農家ですね、その放射線量が高いであろうと思われる 3 分の 1 程度の農家、すべての農家のお米を調べました。そうしたところ暫定規制値、すなわち 500Bq/kg を超える米が見つかった農家が 38 でありまして、その 38 の農家がつくっている米の全体の量が 54 トンでございました。

福島県の生産量全体が 35 万トンであるということを考えますと、微々たる量であることがわかりいただけるかというふうに思います。まさに限定的に、そういった水田があったり、米がつくられていたと。割合でいきますと 0.01 から 0.02%の間、それぐらいの数字でございます。

これがそのグラフにしたものでございます。やはり 97.5%が新しい基準値である 100Bq/kg を下回つてございます。ですが、超えているものも数は少ないけれども、あるということでございます。

こういったものがどうして今度はできてしまったのかということでありまして、調査でわかったことなんですけれども、ちょっとスライドには書いてございませんが、同じ地域の隣り合う水田、ほとんど放射性物質、放射性セシウム濃度が土で見ると変わらないような田んぼであっても、できる米のセシウム濃度が全然違うということが多々ございました。

どうも土壌の濃度だけではないということがわかってまいりまして、その一つが土壌中のカリウムの濃度でございます。カリウムと申しますのは、基本的には窒素、リン、カリウムというのが肥料の基本的な三つの要素でございまして、普通そのカリウムの入っている肥料をあげるわけなんですけれども、どうも土壌のカリウムの濃度が低いのですとか、そういう肥料が少なくて、そうなっている土壌が、カリウム濃度が低いといった場合、米のセシウム濃度が高いところが非常に多かったという傾向がわかりました。

これは推測しているところでありますが、作物の吸収で、カリウムとセシウムというのは競合するのではないかと考えてございます。といいますのもカリウムもセシウムも皆さん高校の化学で習った元素の周期表を思い出していただきますと、両方ともアルカリ金属というところに属していきまして、非常に化学的な性質が似ているということで、カリウムが非常に少ないような土壌では、そのかわりにセシウムを吸ってしまうと。カリウムがたくさんあるようなところでは、セシウムとカリウムの競合が起きて、余りセシウムがたくさん吸われないというようなことが起きたのではないかとというふうに考えてございます。こういったことが一つわかりました。

もう一つわかったことでございます。実は、高い濃度の米がとれた地域、これ山合いの田んぼが多ございました。そういったところで山合いであるということやいろいろな要因を考えられたわけですが、その中で一つは、これをやろうということがございます。

それは、山合いで農業機械が入りにくくて、非常に耕している耕うんが浅いということがわかりました。それと湛水状態であったというようなことから、要は耕している深さが非常に浅いので、土壌の表面の層に高い濃度のセシウムが残ってしまっていたと。もうちょっと深く耕すと、根っこが張る層のセシウム濃度が薄くなるわけなんですけど、どうもそこが濃いままになっていた。さらに、そういったところにしか根が張れないもんですから、そういったところから放射性セシウムをたくさん吸うという状態になったのではないかとというふうなことが考えられてございます。

こういった2点の要因が今のところわかってきてございまして、そのほかにも学者の皆様の中には、一たん森に降り注いだ放射性セシウムが雨とかで洗われて沢水になって田んぼに入って、そういったことが原因になっているんじゃないかというふうなことをおっしゃっている方もおられまして、そこにつきましても調査を進めておりますが、今のところ確たる要因、そういったところの解明には至っておりませんで、今もなお、この要因解析が続いているという状況でございます。

次に、そういった中で24年産、今年植える稲をどうしようかということでありまして、年末にこういった考え方を公表させていただきました。

23 年産の結果が暫定規制値でありますところの 500Bq/kg を超えた地区は作付制限をする必要があるだろう。新基準値の 100Bq/kg を超過した地域は、作付制限を行うかどうか十分検討するという事で、関係の地方自治体とよく相談して決定するという事を今まさに、最終的な詰めをしているところでございます。

作付制限を行わない場合には安全性を確保しなければならないということで、先ほどの要因の解析を踏まえた現場での対策ですとか、あるいは検査の設計・密度なんかを決めていかなければならないと、そういった状況に今、米はございます。

大体、以上が米の説明でございます。

次に、ほかの作物を見ていきます。

これも 17 都県の調査結果で、いろいろな作物の、もう一つのグラフにしていますので、ややわかりにくいんですが、84.8%が 100Bq/kg 以下になっているということでありまして、100Bq/kg を超えたところをちょっと拡大したいと思います。

このスライドで何が言いたいのかということでありますが、御紹介したいのが、農作物が汚染されるパターンが大きく分けて二つございます。

一つが、事故直後に放射性物質が空中にまかれまして、それが空中から落ちてきて、農作物に直接付着したというパターンが一つございます。もう一つが、それは農作物には直接つかずに土に落ちてしまって、土が汚染され、それを農作物が根から吸うというパターン、その二つのパターンがございます。

このグラフで言いたいことは、その二つ目のパターンというのはほとんどなくて、基本的に、その多いものは直接放射性物質が、空から降ってきたものが付着したのことが多いということです。

特にわかりやすいのが野菜でありまして、野菜 3 月から 6 月、この薄いネズミ色のところなんです、いろんな月のところに少しずつ分布しているわけですが、7 月以降はもう、7 月以降に収穫されたものというのは、基本的にもう事故よりも大分たってから植わっているものでございますので、そうなってくると、ここに 8 点、ここに 4 点、3 点と見られますが、ほとんど数が激減しているということでございます。調査点数は 7 月以降のほうが多いわけなんです、100Bq/kg 以上になっている数が激減して、3.8%から 0.1%になっているということであります。

そのほかの作物、お茶も、これ緑のところ非常に多いわけですが、これは葉っぱを広げていて、そこに放射性物質を含むちりなんかが付着して、それが新芽に移っていったと。お茶の木の体の中にしみていって、それが新芽に移っていったというふうなことがわかってきております。

あと果実につきましても枝を張っていたり、また、物によっては葉っぱを広げていたりしたところに放射性物質が付着したものが、それが実に転流していったというふうに考えられております。

キノコにつきましては、これは原木、そのほだ木、そういったものが汚染されて、それ

もまたキノコの食べるところに転流していったと。

麦につきましても、これ秋に植えて、3月にはまだ生えていて、6月に収穫されるというものですので、こういったものも直接その植物体に放射性物質がかかったということでありまして、先ほどの米も非常に高い濃度の割合は少ないということからも、根から吸って汚染されるというパターンは非常に少ないということがわかってまいりました。

これが調査の結果でございます。

次に、畜産物でございます。

原乳、いわゆる牛乳の原料になる乳でございますけれども、こちらも3月の段階では幾つか 50Bq/kg、新基準を超えるものがあったわけでございますが、4月以降は、すべて 50Bq/kg 以下となっております。

次に、食肉・卵でございます。

牛肉につきましては、事故発生時に土壤に放置されていた稲わら、これをえさとして与えられた牛の放射性物質濃度が高くなったという事例がございました。後ほど御説明しますが、その後は全頭検査、あるいは全戸検査といったことが行われまして、安全が確保されておりまして、98.4%が 100Bq/kg を下回っている状況でございます。

以上が検査の結果でございます、ここからは現在現場で行っている取り組みについて御説明したいと思います。

稲につきましては作付制限をしたり、また、ほかの作物も基準を超過するものが出荷されないような検査が行われておりますが、それに加えて、以下のような取り組みを行っております。

まず、肥料ですとか、あと土壤改良資材、培土といったもの、そういったものについても暫定の許容値というのを設定してございます。そういう基準をつくって調査を行って、基準を超過するものにつきましては利用の自粛を実施してございます。このことによりまして土壤の汚染が進まないように、事故以前の状況の濃度を超えないような、そういった取り組みをしているところでございます。

もう一つは今度、農地の除染ですとか、あるいは吸収抑制の取り組みでございます。

まず、去年作付をしていないところでは、農地の土壤を薄くはぎ取るというようなことをして、放射性物質の除去をしてございます。さらに、もう一回耕してしまったところでございますが、そういったところで表層の土と下層の土を反転しまして、反転耕というんですけれども、その作物が吸収する土の層の放射性物質濃度を下げる取り組みをしております。

あと、先ほどの説明で果樹ですとかお茶につきましては、樹体、その木に放射性物質が降り注いだということを申し上げましたけれども、そういったことの影響が大きいと見られていますので、果樹につきましては樹体の表面の粗皮、要は皮を削ったりとか、高圧の水をかけて樹体を洗浄したり、そういったことの取り組みをしております。

あと、お茶ですが、こちらのほうは、これも葉っぱや樹体についた放射性物質の影響が

大きいとわかっていますので、剪定を深くするというようなことをしまして、茶に、今度出てくる新芽に移行する放射性物質を低減するというのをやっています。

次に、畜産の関係でございます。

畜産の関係は、やはりえさが一番重要だということで、基準値を超過する肉や原乳が生産されないように飼料の暫定の許容値を設定してございます。こちらにつきましては、新しい食品の基準値になることに伴いまして見直しも、つい先日したところでございます。これを超過する飼料につきましては、利用の自粛なりをしてございます。

一番下にも書いてございますが、使用不可になった飼料につきましては、離れた場所に封印して、各自で処分すると。また、そういった飼料のモニタリングもきちんとするというふうなことを行っています。

こちらにつきましては、畜産物の放射性物質検査でございます。特に牛肉につきましては、出荷制限になりました4県におきまして、全頭・全戸の検査を現在も行っております。非常にたくさんの件数を検査しまして、安全を確保しているということでございます。

牛乳・乳製品につきましても、こちらの原料となる原乳が一度クーラーステーションというところに各農家が搾った乳が集まって、そこから出荷されていくというようなことでございますので、このクーラーステーション、また乳業工場の単位でモニタリングの検査を実施しておりまして、安全性を確保しているという、そういう状況でございます。

やや駆け足ではございましたが、今後も東日本の農産物の安全性を確保するために、これまで得られた調査結果ですとか知見をもとに、対策や調査を行っていくことが重要と考えてございます。

やや駆け足でございましたが、御静聴ありがとうございました。私の説明は終わりたいと思います。

○司会（山本補佐） それでは、ここで10分弱休憩をとらせていただきます。再開については、15時25分めでさせていただきます。それまでにお席にお戻りいただければと思います。

（休 憩）

○司会（山本補佐） それでは、時間になりましたので再開をさせていただきます。ここからは会場の皆様と質疑応答、意見交換を行わせていただきます。

先ほど御説明をさせていただきました4名から御質問や御意見にお答えをさせていただきます。御発言のある方は、挙手をお願いします。私が指名しましたら係の者がマイクをお持ちいたしますので、できれば御所属とお名前をお願いいたします。限られた時間の中で、できるだけ多くの方に御発言いただきたいと思いますので、御発言は要点をまとめてお願いいたします。回答者もできる限り簡潔にお答えいただきますようお願いいたします。

それでは、御発言のある方、挙手をお願いいたします。

○質問者A 私、■■■■■■の■■と申します。今回このような形で開いていただいたことに、まずお礼申し上げたいと思います。

まず、1点なんですけれども、きょうの説明資料につきましては非常によくわかったというふうに思っております。今まで知らなかったことも含めて、かなり理解できたので、非常にいい資料だと思うんですが、これに対して、この内容を消費者の方、特に今いろいろ言われている中で、説明をされているのかどうかですね、どこまで、この本日の内容ですね。基本知識のない方がかなり騒いでおられる中で、やはりこういうふうな基本的なものをまずしっかりと発信してほしいというのがまず1点。

次に、基準値の問題ですけれども、具体的にセシウム等はもう設けないという話だったんですけれども、一番最初に問題になったのは、まずセシウムから起こりましたですね。そういう中でやはり福島原発単独の問題あれば、もう設定しなくてもいいというふうに思っておりますけれども、今後やはり放射能問題というのがいつ起こるかわからないという状況の中では、やはりセシウム、ヨウ素も含めた基準は、やはりきちっとつくっておくべきではないかというのが、まず2点目です。

それと、私も生産者団体ということで、生乳を売るという立場になるわけですが、この中でやはり一番問題なのが検出値を発表するということで、ゼロリスク、要するにゼロでないとだめというのが消費者の考え方の中で今大きくなっておるというふうに思っております。これに対する考え方、それから対応ですね。この辺が今回は御提案がなかったというふうに私の中では思っておるんですけれども、これを今後どうしていただきたいのかと。

それからあとはちょっと酪農のほうの問題になるわけですが、牛乳の範囲の中で、生乳というのが書かれておりませんでした。乳等省令においては生乳も乳等の中に入るというふうに理解しておりますけれども、この辺についての御回答をお願いしたい。

それから最後に、飼料等の基準値を定めておられるということで、今後、17都府県については、基本的には放射能災害ということであれば補償等を受けられるというふうになると思いますけれども、例えば近畿なんかであれば、そういう補償とは全く別のものというふうに思っております。逆に言えば、飼料等を新たに調達するというような形になれば、肥料等の高騰にもつながると。生產品の高騰にもつながるというふうなことから、そういうふうな対策も含めて、農水省のほうでは考えていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○司会（山本補佐） 5点御質問をいただいたと思いますが、最初のリスクコミュニケーションは情報で、また、3点目の情報の発信等について、ちょっと私のほうからまずお答えさせていただいて、その後、補足があれば、この4名の者から御説明をさせていただければと思います。

まさに御指摘のとおりで、我々もこうした情報発信やリスクコミュニケーションは本当に大事だと思っております。そのため、こうした場を設定しているだけではなく、当然会

合の資料ですとか、きょう御説明させていただいた内容等については、すべてインターネットで閲覧可能にしているなどの取り組みをさせていただいております。

当然こうした取り組みを続けていくだけでなく、今後は、政府広報等で幅広い周知を行うなど、引き続き、取り組みを続けていければと考えております。

また、検査結果につきましても先ほど御説明の中にありましたけれども、すべての検査結果を行政、地方公共団体でやっているものは集約をして公表して、だれでも、どこで、どうした検査になっているかというものがわかるように、ホームページ上で掲載をさせていただきますので、そうしたことについても引き続き実施していければと思っております。

あと残りの3点、また今の補足も含めて、2点目のセシウムだけでなく、ヨウ素も含めてというお話がありましたが、基準課もしくは、食品安全委員会から御説明いただければと思います。

○横田補佐 今後新たな事故が発生した場合ということは、確かに否定はできないのかもしれませんが、現時点ではセシウムだけということになっております。新たな事故が発生した場合には、その際にまた改めて考えさせていただくということでございます。

あと、四つ目で、生乳も牛乳に入るのかということでもございましたけれども、乳等省令の乳は、すべて牛乳の対象になっておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○司会（山本補佐） 5点目については、農林水産省からお願いいたします。

○土居下補佐 その飼料の基準が直ったことによりまして、もちろん補償が必要な地域につきましては補償の問題がございます。それからあと、代替の粗飼料が必要な場合には、飼料の輸入業者に対しまして畜産農家から早目に注文を集め、必要な輸入の乾草を確保するような要請をしているところでございます。

新たに生産品の高騰対策等を検討していただきたいというお話でもございましたけれども、こちらのほうは御要望として承りたいと思います。

○司会（山本補佐） 何か補足ございますか。

○久保専門官 1番目と3番目でございますが、リスクコミュニケーションの推進ということでございます。私どもは今年度だけで講師派遣も含めまして約80件以上、放射性物質に関してお話をさせていただく機会を頂戴しました。こういった大規模ではなく、もっとフェイス・ツー・フェイスの小規模な方々の会場でお話をさせていただき、そういった場面では、かなり参加者の意識も向上していただいたのかなというふうな感触を頂戴しました。来年も引き続き、そういった小規模のフェイス・ツー・フェイスの意見交換会を設けまして、こういった考え方につきまして、皆さんに御理解をいただけるような取り組みを続けさせていただきたいと思っておりますし、こういった場面というか、他省庁さんも含めて一緒にやりたいなという計画をしております。

○司会（山本補佐） ほかに御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○質問者B 私の会社では食品添加物を製造しているんですけども、食品添加物は規制の範疇なのか、それともどこにあるのか、群に入るのか。ちょっとその辺を、食品添加物についての考えというんですかね、規制について。

○司会（山本補佐） 基準審査課、お願いいたします。

○横田補佐 食品添加物につきましては、添加物単体ではいわゆる対象ではございませんけれども、使った後の食品そのものが基準値の対象になります。

○司会（山本補佐） よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

○質問者C 私の知っている限りの範囲の知識では、今現在、日本では国民的なレベルで、がんの診断登録システムはないと聞いておるんですけども、今までの国内でのデータがどのように蓄積されて、それが具体的にどのような形でこういったリスクコミュニケーションに対して、形として実を結んでいるのかというのが、いま一つちょっとよくわかっておらない状態でして、考えあぐねているような状況です。

もう一つ、今後のやはり状況の変化に対して、疫学的にもずっとデータをとっていかないといけないと思うんですけども、今後、がんであるとかさまざまな、いわゆる健康障害などがあると、チェルノブイリなど、広島、長崎なんかもさまざまな報告されておりますけれども、そういったことに対するデータをどのように置くか、日本国内でお住みの方々に対して、きめ細かに統計をとっていかれるような体制をとっていかれるのかどうか。そちらについてのお考えをお聞きさせていただければありがたいと存じます。

○司会（山本補佐） 私のほうから答えられる範囲でお答えをさせていただければと思います。

1点目はちょっとすいません、御質問の趣旨が十分わからなかったところ、がん登録は御指摘のとおりで、全国民に対して実施できていないというのは、その御指摘のとおりだとは思っております。

いずれにしても国民に対する健康管理をどうしていくかという御指摘だと思ってしまして、これは内閣府の被災者生活支援チームがとりあえず福島県は当然、影響が多い可能性があるところについては取り組みが行われているというふうに聞いております。その他の取り組みについては、ちょっと今ここで私個人的に把握していませんので、担当する部署にお問い合わせいただくなり、御対応をお願いできればと思っております。

以上でございます。

○質問者C これからに関しては。

○司会（山本補佐） 何のこれからについてでありますか。

○質問者C 今後やはり食品が全国的にどんどん流通されるわけですので、どのような体制をおとりになるお考えか。

○司会（山本補佐） 体制、検査につきましては先ほど御説明があったとおりだと思いますが。

○質問者C ええ、検査はそうなんですけれども、やはり健康被害がどう出てくるか等を対応しまして、それでやはりそちらの検査の基準なども比較して考えていかないといけないと思うんですけれども、もちろん被害がなければ、そのままでいかれることもあると思うんですけれど、もし万が一、何かそういう今の体制で被害が上がっているというようなことがあれば見直していかないといけないということになる、仮定の話ですけれども、そういったことの対応の仕方ですね。

○司会（山本補佐） 今の御説明、多分あった中で、実際の被ばく線量というのはそれほど、御説明のとおりだと思います。健康管理どうやっていくかについては、それちょっと我々の所管でないこともあるので、福島県のほうではそういった取り組みがされているというのは承知しておりますけれど、それ以外についてはちょっとここで承知していないことがあるので、ちょっと御容赦いただければありがたいと思います。

以上でございます。

ほかにございますでしょうか。

○質問者D 一般消費者です。■■■といいます。

5点質問させていただきます。

私たち主婦は、やっぱり毎日の食品に対して購入するときに、すごく今、基準値も何も決まってはいるとしても表示はされていませんよね。その中で日々悩みながら購入させてもらっています。

それで線量検査する体制を自治体と政府で早くとってほしいと思うんですけれども、そして、とった後、その表示、はかった数値をあらわしていただけるのかどうかということが1点と、あと資料2に、今の基準値の5mSvを1mSvに割り当てて、成人・幼児・乳児という最小値をとったという計算の数値があるんですけれども、子どものほうが大人よりはるかに内部被ばくの影響は大きいと思っているんですけれども、あくまでこれ計算だけでいくと、幼児よりも大人が結構低い数値に出ているんですけれども、この辺どういう計算で、こういう数値になるのかということを教えていただきたいということと、あと、基準は、計測するのはセシウムだけなんですけれど、今回もセシウム以外のストロンチウム90とかを一応プルトニウムもルテニウムですか、5種類入っているんですけれども、でも、はかるのはセシウムだけということだと思うんですけれども、そこら辺の寄与率という考え方について教えていただきたいということと、あと、4点目になる、ちょっと何点目か忘れましたが、肥料でセシウム入りの土壌改良資材のことだと思うんですけれども、基準値をつくったと先ほど説明ありましたけれども、そこら辺の土壌改良資材とか肥料について、セシウムの暫定許容値というのを教えていただきたいということと、あと、4月からセシウム入りのたばこが販売されるということ、ちょっとわかったんですけれども、たばこについて農林水産省か、どこの担当かわかりませんが、たばこについて規制するそういう基準というんですか、そこら辺のところを教えていただきたいです。

以上です。

○司会（山本補佐） 表示、もしお答えできる省庁があればと思います。まずは、2点目、3点目について、基準審査課よりお答えをさせていただきます。

○横田補佐 まず、計算方法ということでございますけれども、一般食品の基準値の考え方という7枚目のスライドになるのかと思います。この計算方法、若干複雑なところがありまして、細かいことは書いてはないんですけれども、結局、シーベルトという単位からベクレルという単位に変換するところで、核種だったり、年齢によってそれぞれの換算係数があるわけですが、その換算係数の中に、小児が非常に感受性が高いという部分を考慮されているというふうに認識はしております。

この中で、なぜ子どものほうが限度値が高くなるかということが御懸念事項だということなんですけれども、私の説明の中でも若干お話ししましたけれども、やはり中高生が非常に食べる量が多いというところはかなりきいてきているように思われます。そういった意味で、いわゆる小さい子どもが感受性が高いというところを一応計算の中で考慮されているというふうに認識はしておりますけれども、食べる量が非常に多いということで13歳から18歳の男性が、一番影響が大きいという結果になっているという認識でございます。

三つ目のセシウム以外の話でございますけれども、5枚目のスライドになりますでしょうか。セシウムとストロンチウム、プルトニウム、ルテニウムというこの五つの核種が一応今回の規制基準値の対象になっていると。ただ、説明しましたように、セシウム以外の核種というのは非常に測定がしにくいということで、いわゆる測定する基準の対象にはなっていないということでございます。

そこで、寄与率の話を説明いただきたいということでしたけれども、これまでの原発から放出された核種のデータとか、もしくは、これまで検査の中で出てきているデータ等を考慮しまして、次の6枚目のスライドの「規制対象とする放射性核種の考え方」についてということですが、放出された核種のデータとか検査のデータ等を考慮しまして、放射性セシウム以外の核種の線量というのは、例えばと書いてありますけれども、図のところですね、真ん中あたりの、放射性セシウム以外の核種の線量というのを計算したところ、大体、最大で見積もっても12%程度という計算結果となりましたので、最大でも12%を考慮した上で現在の新しい基準値をつくっているところでございます。

答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○司会（山本補佐） 4点目、5点目、可能な範囲で、農水省。

○土居下補佐 肥料ですとか土壌改良資材につきまして御質問がございました。ここで暫定許容値をつくっている肥料とか土壌改良資材、特に土壌改良資材というふうにおっしゃっていただきましたので、例えば、土壌改良資材と申しますのは、土壌の物理的とか化学的な性質を改良するために土に与えるものでありまして、例えば土壌が、すぐ水浸しになってしまうような、びちゃびちゃになってしまう土壌でしたら水の透水性を改善する資材ですとか、あるいは「肥料のもちが悪いんだよ、この圃場は」という場合には、肥料を保持する力をつけるための資材をあげたりすることがあります。

その原料に、例えば、その土壌改良資材でバーク堆肥というのがございます。バーク堆肥のバークというのは樹皮、それは木の皮のことです。そういったものを使う場合に例えば、事故の影響を受けて放射性物質を浴びたような木のその樹皮が使われると、暫定許容値を超えてしまう可能性がございます。そういったことで許容値を設けているわけですが、その許容値の値は 400Bq/kg で、キログラム当たりの 400 ベクレルでございます。

この考え方でございますが、これは肥料でございますので、直接食べるものではございませんので、この肥料、土壌改良資材、これを長い期間にわたって施用し続けても、農地の土壌中の放射性セシウム濃度が上がらないと。原発事故前の濃度の範囲内におさまるといような値になるとして、そういった許容値を設定させていただきまして、その値を科学的な検討がされた結果、400Bq/kg という基準を定めさせていただいているということでございます。

○竹内専門官 一つ目の御質問の中で、全量検査と表示という御質問をいただいておりますけれども、まず御断りさせていただきたいんですけれども、表示については消費者庁のほうで表示の検討をするという形になりますので、こちら本日出席させていただいているものではお答えができないというふうに考えております。

全量検査につきまして先ほど、検査をどのようにやるかというのを御説明させていただいたかと思うんですけれども、実際の検査する際にはミンチですとか、細かく切ってしまうので、実際にその後のミンチにしたものを食品として出すのかということになってしまいますので、検査法の特性もございますので、全量検査というのは今の段階では難しいというふうには考えております。その上で、その表示については消費者庁のほうで今考えているという形になるかと思えます。

以上です。

○土居下補佐 たばこの御質問がございました。実は、これ日本たばこ産業株式会社の取り決めで行われるということでございました。すいません、農林水産省が実は、たばこの規制値を所管している等のあれではございませんので、恐らく厚生労働省さんも食品ではないので所管されていないと思うんですけれども、これは、たばこ産業株式会社が決めているということで、そういうふうに承知しておりますので、情報提供させていただきたいと思えます。

○司会（山本補佐） よろしいでしょうか。ほかに御質問ございますでしょうか。

○質問者D そうしたら、たばこについてはどこの省庁が指導とか、そういうのは一切ないんですか。あくまで JT という会社、企業に丸投げという感じなんですか。

○司会（山本補佐） たばこは一応、どこまでとは、基本的には財務省の所管になっております。

○質問者D 財務省が JT に対して何か指導とかそういうのは一切ないんでしょうか。

○司会（山本補佐） 申し訳ありません。ここに出席している者は、その指導状況までは

把握していない状況であります。

ほかにございますでしょうか。

○質問者E 食品製造をしておる者ですけれども、食品については規制値ということでお話あったんですけれども、食品を実際、野菜とかはそのものですが、加工したものについて、それを包む容器、容器包装ですね。それらについての、その容器なんかの基準値というか、放射能のそういったものは何かあるんでしょうか。

○司会（山本補佐） 基準課で回答できますでしょうか。

○質問者E 食衛法に当たるんですかね。

○横田補佐 食品に係る器具・容器包装は、食衛法の中での対象にはなっておりますけれども、現在のところ、器具・容器包装に関する基準とか規制というのは検討の対象にはなっておりません。

○質問者E ということは特に数字、気にしなくて使用しても構わないということですか。

○横田補佐 今後、そういう事例が見られるようであれば検討をすることになるかもしれませんが、現時点では特に何もないということでございます。

○司会（山本補佐） ほかにございますでしょうか。

○質問者F 質問二つばかりあるんですけれども、一応消費者としてお聞きしたいんですけれども、毎回毎回いつも食品の健康の影響について語る場合には、暫定基準値という言葉が出るんですけれども、暫定基準値という言葉は余り好きじゃなくて、結局、暫定基準値というのはつくったルールですよ。ルールじゃなくて、もっと客観的に、食品に含まれる影響というのを評価する場合として今回提案したいんですけれども、原発事故前の食品に含まれる放射性物質の濃度というのは詳しくわかっていますよね。例えばインターネットのサイトで「食品と放射能」というサイトがあるんですけれども、そこに原発事故前のいろんな食品についてのセシウムとかストロンチウムとかの放射性物質の濃度がわかっているんですよ。

何でわかっているにもかかわらず、例えば一つの質問は、事故前の値と比較して何倍なのかということをニュースで聞いたりというのは余りしないんです。例えば、ちょっとわかりにくいんですけれども、暫定基準値 100 ベクレルだったとしても、質問したいんですけれども例えば、魚は原発事故前のセシウム 137 の濃度は、原発事故後の値に比べて、100 ベクレルだと何倍になるんですか。まず、一つお聞きしたいんです。

○司会（山本補佐） 質問のご趣旨が少しわかりにくいのですが。

○質問者F 原発事故前の一般的な魚に含まれるセシウム 137 の濃度は、事故後のその魚に含まれる値の何倍になるんですか。100 ベクレルの場合はね。

○司会（山本補佐） もしわかる課。基準課のスライドの中の話かもしれませんが。

○質問者F 僕が言いたいのは、スライドの中に原発事故前の値というのは全くないんですよ。だから、僕すごく変だなあと思って不信感を感じたんですよ。何で原発事故前の値をグラフに出さないのかというのは、何人か多分、発表していたと思うんですけれど

も、全く出ていないんですよ。

○司会（山本補佐） 基準審査課のスライドの13ページの右側が平成20年度の食品からの被ばくの量ではないかと思うんですけども。

○横田補佐 これは、あくまでもカリウム40だけの話です。

○質問者F カリウム40って事故前ですよ。何でここに事故前のデータが出てるんだという話です。ここは、本当は出すべきデータは事故前のセシウム137と比較して、ここにはどのくらいになるかというのを出すべきじゃないんですか。そういうデータが全くないから、すごく何か都合のよいデータばかり出してるなあという印象を感じました、僕は。

僕が言いたいのは、基準値ばかりじゃなくて、事故前の食品に含まれている個々の放射性物質の濃度がわかっているわけですから、それも暫定基準値とあわせて国民に知らせるべきだと思うんですよ。僕らは知る権利ありますよ。知らない人たくさんいると思うんですよ。どの値はどんだけになるかというと、何百倍とか何千倍とか物すごく高濃度になる。高濃度の放射性物質が食品に含まれているわけですよ、実際に比較しますと。

○司会（山本補佐） 御意見と御質問を分けて御質問いただければと思います。

○質問者F すいません、今のは意見です。

○司会（山本補佐） 時間が、すいません、ほかの方にもぜひ御質問をいただきたいので、御意見であれば承りますし、御質問であれば、いただければと。

○質問者F 質問は、だから事故前の値と比較しないのはなぜですかということです。暫定基準値でリスクを比較してますでしょう。なぜ事故前の値と比較して、100倍ですよ、何百倍ですよ、何千倍ですよというのを言わないんですかって、なぜですか。

○久保専門官 一般論になるんですけども、事故前の水産物とおっしゃいましたけれども、なかなかこれ平均的なもので見ると、どれで見るとかというのはなかなか難しいんですよ。御承知のように、ビキニ環礁で水爆実験行われたときに、かなり高濃度な、水爆マグロと原爆マグロと言われるようなものが出回って、かなり大きな反響を及ぼしましたし、大気圏中の核実験が行われたときにも、それなりのレベルの放射性物質が割と普遍的に検出されたという、そういう経緯がありますので、現時点では、福島原発以前の検出されているベクレル数、いろいろ数字があるかと思うんですけども、それは実質上、体に影響がないと。調べてもなかなかというような、ほとんど体に影響がないという数字です。それで今の数字を比較すること自体に何か関連するというんでしょうか、比較する理由があるかどうかというところ。いろんな数字がある中でですね。

○質問者F でも、ある場合、何万倍とかですよ。高濃度ですよ。原発事故前と比べると。高濃度じゃないですか。

○久保専門官 1とか10とかの単位だと、何万倍が何千倍になるし、そこはいろいろ数字は出ていますから、それを見て、よいとか悪いという比較するのは余り適切ではないという意味で。

○質問者F でも、それも知るべきじゃないんですか、消費者は。

○質問者 F　でも、例えば暫定基準値以下だと言うと安心しちゃうじゃないですか。あ、以下だから安全なんだと勘違いする人もいるじゃないですか。でも、実際は高濃度なんですよ。その矛盾がすごくおかしいなあと。

○司会（山本補佐） 何か、まだ、ご質問がありますでしょうか。

○司会（山本補佐） 表示の話なので、消費者庁の所管なので、ここでどれぐらいお答えできるかというところもあるんですけど、いずれにしても消費者庁が所管している表示のルールに基づいて、今の現行制度の中で表示されていくと考えております。ほかに何かあと補足していただければと。所管省庁が来ていないので申しわけないですけども、以上の回答で、もし御質問等あれば消費者庁等にお問い合わせをいただければというふうに考えております。

○質問者G ■■■■■■■■■■■■■■の■と申します。

今ありましたように、地方公共団体といいますか、県のやつとか国が流通させているから、ここの材料はもう放射線たくさん降ってませんから、これを使っても、もう今の暫定基準値を超えるようなものはできませんよというのが想像できると、わかっていればメーカーサイドとしては測定をしなくてもいいのか、検査をしなくてもいいのかというのを一つお答えいただきたいなというのがあります。

もう一つありまして、以前、文部科学省さんが40ベクレルで給食の測定をしようというのがございましたけれども、その辺との最後、文部科学省さんがまた管轄が違うので、また変わると思うんですけれども、学校給食に対してとか子どもに対する本当の、守るためには、どこが本当に責任を持って、その数字をまとめてやっていくのかというのもお考えをお伺いできればと思います。

○司会（山本補佐） 1点目は監視安全課、2点は基準審査課でよろしいですかね。お願いいたします。

○竹内専門官 検査の御質問ということでいただきましたけれども、基本的には6条2項ですとか11条2項に該当するか、違反するかという話だと思いますが、基本的には、判断というのは最終的に地方自治体が判断するという形になりますので、実際、検査を食品衛生法に基づいて食品事業者の方々に義務づけるということを考えているわけではないです。ただ実際、食品事業者さんとして、例えば先ほどお話がありましたように、例えば牛であれば、牛のえさの管理をちゃんとしていただくような体制をとっていただくとか、検査以外の方法で放射性物質の管理を、なかなか見えないところですので管理しづらいというところはありますけれども、えさの管理をしっかりしていただくですとか、あるいは、先ほどお話のあった土壌の改善ですとかそういった形で、原材料をどういうふうに基準値以内のものを確保していくかという中でやっていくものだと、そういうものの中に検査という方法が一つある、事業者さんとしての方法としてあると思いますので、検査以外のところでそういう放射性物質の低減措置というのを図れるということであれば、そちらの方法をしっかりとっていただくことも重要ではないかと思います。従いまして、必ずすべての食品について、購入時に検査をしなければいけないとかいうことを食品衛生法で求めているわけではないのですので、そういった検査以外の観点からも食品の原材料の確認ですとか、安全確保の体制というのをとっていただくことが望ましいのかなというふうには考えております。

○司会（山本補佐） よろしいですか。

○質問者G 装置の測定というのは、先ほど女性の方からお話があったように、年数を測定するわけにもいかないですし、ある程度の範囲で、このヤマは大丈夫だろうという感覚はどっかに必要かと思うんですけれども、あるところ民間さんでも自主検査でやってますよというところがあります。あるところは全くやっていませんというところも実際、企業さんでは、大きな企業さんも小さい企業さんもやっぱりありますのでね。その辺のすみ分けというのか、例えば0-157と111とか農薬とか、すぐきょうおなか痛くなったりすると、保健所さんが除染入って、すぐ対策できるんですけど、この放射線というのは何十年後かに、コンマ何%がんが変わるかもしれないということしかないので、その辺の規制の効率化もあると思いますけれども、正確にちゃんと流通しているものをしっかりはかるためには、やはり17都県以外の人もメーカーさんも、はからないといけないのか。いや、もう大丈夫ですよと思っていれば、その事業者さんが大丈夫だと思っていれば、もうやらなくて

もいいのかというのが、ちょっとこの食品衛生法の基本的なところの概念が、私がわかっていないところがあるので、お尋ねしているところなんです。

○竹内専門官　まず、17 都県以外でも、厚生労働省のほうから 17 都県以外の自治体に対しても可能な限り検査計画を立てて実施してくださいという形で通知をしておりますので、この 17 都県以外のところはしなくてもいいということではないです。実際、検査結果のほうでも西日本、例えば京都市さんですとか島根県さんですとか、西側の県の結果というのも上がってきておりますので、食品の逆に西側の方でいえば、流通している食品について、その住まわれている方々の食品の安全確保という観点で実施されているところも多いのではないかと思います。

確かに見えないものですので、ただ、先ほども申し上げましたように、検査、今の分析、一応そのすべてを検査するということは現実的に無理な話ですので、その中で検査以外の方法として、農林水産省さんが取り組まれているような取り組みですとか、生産される現場でできる取り組みというのもありますので、そういったものはしっかりとやっていくことが、例えば先ほどスライドでお示ししましたけれども、稲わらの牛について、えさの管理をしっかりといただくとかの措置をとることによって、セシウムの濃度というのはがんと下がっていますので、そういう検査以外の取り組みをしっかりといただいていくことが望ましいのではないかと考えます。

検査だけになってしまいますと、結局、すべてを検査しなきゃいけないという話になりますと、結局、そうすると分析上、すべてつぶすという形になってしまいますので、すべてはかると、すべて食べるものがなくなってしまうということがありますので、そこは、こちらとしてもそういうえさの管理ですとか、そういう土壌の関係ですとか、そういった放射性物質の検査以外のところについても何かできるということをもっときちんと伝えていきたいというふうに考えております。

○司会（山本補佐）　では 2 点目、給食の関係を。

○横田補佐　給食の関係の文部科学省から出された数値の件のお問い合わせでございますけれども、お話がありましたとおり、文部科学省の出された数値に関しては、他省庁ですので一応言及は避けさせていただきます。ただ、食品の安心・安全を守るという観点では、食品衛生法を所管します厚生労働省に責任があるというふうに認識しております。

○司会（山本補佐）　ほかに御質問等ございますでしょうか。

○質問者H　消費者の■■■と申します。

魚について心配しておりますので、教えていただきたいと思います。

海は土と違って除染とかいうことができませんので、特に海の底にいるお魚が大丈夫かなとか、あとは食物連鎖で濃縮されてしまうのではないかなと魚について心配しておりますので、教えていただきたいと思います。

検査結果、ホームページで出ているということなんですけれども見ておりませんので、済みませんが、海の魚について今、検査状況はどんな具合か教えていただけたらと思いま

す。よろしくお願いします。

○司会（山本補佐） 監視安全課でよろしいでしょうか。

○土居下補佐 水産物の関係で、海水や食物連鎖において魚の体内で放射物質が蓄積をしないかという御質問が一つあったかと思えます。

これまでの研究によりますと、海水中やえさの中に含まれている放射性セシウムは、一たん魚の体の中に取り込まれるんですけれども、徐々に排出されていきます。食品安全委員会さんの説明の中でも、たしか生物学的半減期というのがあったかと思えます。魚でも同じことが言えまして、これまでの研究によりますと、海産魚の放射性セシウムの濃度は、周囲の海水中の放射性物質の濃度の5倍から100倍ぐらいに濃縮されるということは報告されておりまして、海水中の放射性物質の濃度が上がれば高くなって、逆に下がれば徐々に排出されて、50日程度で半分程度減少するということがわかってございます。

すいません、今手元にデータを持っておりませんが、水産物につきましても放射性物質の調査をやってございます。御参考までに申し上げますと、福島県沖での操業は、今もって停止されているということでございます。

それから御指摘のとおり、海底の近くに生息するヒラメ、カレイ、ウニ、タイ、貝類などのエビ、そういったものにつきまして放射性物質の調査を引き続き行って、結果を注視して、基準を超えるようなものがあれば操業停止をするということにしております。

すいません、十分なお答えになっているかどうかわかりませんが、今現在わかる範囲でお答えさせていただきました。

○司会（山本補佐） 基本的に監視安全課の資料の、資料の9ページの左下が水産物のところの資料になっていると思いますので、こちらで福島県産の状況の資料が出ています。先ほど農林水産省からお話があったとおり、福島県のものについては、基本的には漁が行われるわけではなくて、試験的に測定をしているという状況でございます。

以上でございます。

ほかにごございますでしょうか。

○質問者Ⅰ 小売業者です。

乳児用食品の範囲についてお聞きしたいです。

先ほど、12カ月未満を対象ということで口頭でお聞きしたんですけれども、例えば、詳細な何カ月等の月例表示のない乳児用食品であるとか、例えば1歳1カ月とか、1歳5カ月とか、そういうボーダーラインにあるような食品に関して現状、表示がちょっとわかりにくいという、そういう乳児用食品について、表示上の製造が必要になるのかという部分をお聞きしたいです。

今のが1点で、2点目は、お茶に関しては飲料水の基準を適用するということをおっしゃったんですけれども、そのお茶の抽出条件と例えば温度とか水量等について今後、ルール等が公示されることはあるのかという部分です。

3点目は、4月以降、民間の検査機関等が結構パンク状態になるのかなあという懸念が

あるんですけれども、そういうふうな検査をどこに出していったらいいんだとかですね、あと、現状の民間の検査機関の数で大丈夫なのかという部分の方向性と対応とか整理の状態、その辺をお伺いしたいです。

○司会（山本補佐） それでは、1点目、2点目は基準審査課でお答えできればと思います。3点目の検査体制の整備については、すいません、監視安全課とあと農林水産省からお答えできる範囲でお願いできればと思います。

○横田補佐 1点目でございますけれども、ボーダーラインの話については、乳児用食品に関しては消費者庁がその表示のことを検討しているかと思しますので、そちらのほうに確認をお願いできればと思います。

2点目でございますけれども、お茶の抽出条件等につきましては、今後、施行時の通知等で何らかの、通知で出すかどうかも含めて、そういった条件等を検討しているところでございます。

○土居下補佐 食品の事業者の方が行う検査、あと、今現時点で、農林水産省で支援しておりますのが、やはり公的な機関における検査につきましての支援、農産物の検査についての支援は行わせてございます。時々おっしゃるとおり、食品産業での検査、支援というのも支援できないかというような御意見をちょうだいしてはいるところですが、今の段階では、そこまでの支援の状況になってございます。御要望として承りたいと思います。

○司会（山本補佐） ほかにございますでしょうか。

○質問者 J ■■■■■と申して、製造業をやっております最後に済みませんけれども、先ほど聞いたときに、お茶は煮出すという形になつとるんですけれども、そのほかの麦茶とかあいう健康茶とか、くず湯とか、あいうのも全部、それは原料体で検査させていただくという形でよろしいのでしょうか。

○司会（山本補佐） 基準審査課、お願いいたします。

○横田補佐 基本的には特に、いわゆる乾燥キノコとかお茶、米油等々は違うことになりますので、原材料及び製造加工された状態で、一般食品の基準値を満たすことになると思います。

○質問者 J 以前聞いたときには、お茶と同じようにという形で、電話したとき聞いたことがあるんですけれども、変わったという形でよろしいですかね。県のほうにちょっと確認をしていただいたんですけれども、そのとき私ども麦茶メインになっておりまして、麦茶飲む状態という形で言われて、検査とか全部、飲料の状態で作ったんですが、もう一遍原料でという形になるわけですね。

○横田補佐 少なくとも今、最初、くず湯の話だったかと思いますが、今の話は麦茶ということでしょうか。

○質問者 J 麦茶も全部、実際、消費者の口に入るときには溶かしたり、煮出した状態になるので、それでお茶と同じような考え方で結構ですよと言われてやっていたんですけれ

ども、今日のお話では、どうも違うみたいなので、そうしたら実際に原料の状態でというのが正しいわけですね。

○横田補佐 最終的には、いわゆる飲料水として対象になる水とお茶、お茶の対象になるのは緑茶だけということになります。麦茶につきましては、説明の際にお話しさせていただきましたが、原料の麦で検査をするということになっております。

○質問者 J いわゆる茶類みたいな形で、健康茶とかああいうのも全部そういう形で。お茶以外のものに関しても。

○横田補佐 健康茶、いわゆる紅茶、ウーロン茶、ハーブティーとかですね。そういったものは飲料の状態で一般食品ということになります。

○司会（山本補佐） ほかにございますでしょうか。

○質問者 K 製造業をやっている者ですが、一つだけ。100 ベクレルの担保はどうしたらいいですか。検査とか必須ですか。実際、検査の費用というのはかなり我々メーカーの負担、実際行いたくないというのが実情です。原料、メーカーさんからの材料の一つやなどと思って、現状は補償している段階ですが、100 ベクレルが4月から施行されるに当たって、どのように担保したらいいですか。

○司会（山本補佐） 基準もしくは監視課で。担保というのをもう少し詳しく御質問いただければありがたいですけれども。

○質問者 K お客さんから100 ベクレルのやつが施行されました。じゃあ、お宅で保証する場合、何をもって保証しますと答えたらいいですか。

○竹内専門官 先ほど別の方から御質問があったかと思えますけれども、まずは、そういう原材料の管理がどういうふうにしっかりしているのかというのを確認していただくことが必要なのかなと思いますので、先ほど申し上げましたが、食品衛生法の規格基準が設定されることで、食品事業者の方に検査を義務づけるということではないですので、その義務づけない方法という一環として、そういう原材料の管理がどういうふうになっているのかという確認をしていただくということが一つあるのではないかと思います。

○質問者 K では、その原材料を管理しておけば、それをユーザーさんにお答えすることで、この100 ベクレルの義務を果たしたと言っていいんですかね。

○竹内専門官 そこは、基本的には私どもではそういうふうを考えておりますけれども、実際、向こうのユーザーさんがどういうふうな要求をされているのかというのはちょっとここではわからないですので、そのユーザーさんともこういうふうに言っているというのを説明していただいた上で、それでさらに何が必要なのかということがあれば、そこについては両方で御相談いただくという形になるのではないかと思います。

○司会（山本補佐） よろしいでしょうか。ほかに御質問ありますでしょうか。

○質問者 L ■■■■と申します。

先ほどちょっと質問があったんですけど、ヨウ素の新基準値ですね。これなんですけど、一応厚生労働省では、環境汚染及び人に対する放射線量という観点から、最も重要な放射

性物質の一つと考えられていると書かれているんですけど、なぜヨウ素の新基準値がここで制定されなかったか、その根拠を教えてくださいんですけど。

○横田補佐 説明の中でもお話をさせていただきましたが、ヨウ素に関しましては半減期が8日ぐらいしかないということで、原発事故あってから約1年、まだ1年たっていませんけれども、1年弱たった今では、いわゆるヨウ素はもう今ほとんど検出されないということです。現時点において、ヨウ素の基準値を設定する必要はないというふうに考えております。

○司会（山本補佐） ほかに。時間も迫ってまいりました。あと少しだけご質問を受けたいと思います。

○質問者M メーカーの■■■と申します。

不勉強で、ちょっと教えてもらいたんですけど、ちょっと話が戻ってしまうんですが、先ほど義務はないというふうなお話だったと思うんですけど、今回、100ベクレルという一般の食品について基準値ができるということで、消費者の立場で見ると、流通されている食品が実際、その100が守られているかどうかというのが、どこが責任を持つのかということもありますし、メーカー側からすると、うちベクレルモニターという100万円程度のはかれる装置を買いまして、一応は、はかっているんですけど、公的機関へ出すと1万5,000円ぐらいかかりますので、それを毎回するわけにもいかないということで、うちから出すときも毎回、先ほど出ましたように1万5,000円かけて製品の分析をするわけにもいかないということで、結局、基準値はできるのでわかったんですけども、それをどういうふうに運営していくかというところが全然見えないんですが、そこはどういうふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○竹内専門官 運営というのは、それは食品製造業者として何をすべきかということですか。

○質問者M そうですね。その義務ですね。

○竹内専門官 先ほどの繰り返しになってしまうんですけど、食品衛生法で、その基準ができましたと。その基準値を守ったものを販売とかしてくださいというふうになっていきますよね、食品衛生法上は。守ってくださいということは言っていますけれども、そこで検査をしてくださいというのは、食品衛生法上求めておりません。その中で、じゃあ食品製造業者なり、原材料のメーカーさんがどういうふうな形で担保していくかという御質問だと思うんですけども、やはり検査というのも確かに一つの方法としてあるというのは否定するものではないと思います。ただ、一つ、それがすべてでもない。要するに、先ほど申し上げましたように、確かに一回はかると1万5,000円とか2万円するというのは、こちらとしても承知しておりますが、ただ、その中で先ほどの繰り返しになってしまうんですけども、じゃあ、どういうところをつくっているのかとか、あとは、そこで例えばどういう除去をしていたのかというふうな情報ですとか、今のですと農林水産物かなと思うんですけども、畜産物であれば逆に、どういうえさを与えていたのかとか、そのえ

さはどういうふうに管理をしていたのかといったような情報から考えていただくという形になってしまうとは思いますが。

○質問者M 一応メーカーですので、その辺の責任は自分たちでとろうとは思っているんですけど、例えば先ほどのお魚という話がありましたけど、福島のその辺の沿岸ではとってはいけないということになってはいますけど、NHK で前やっていましたけど、だんだん東の東京とかあっちのほうもだんだん汚染されてきて、その範囲が広がっているというふうな番組やっていましたけど、市場に出回っている魚とかが、どこの段階でどういうふうな検査をされてというのも一般消費者としては、やっぱり不安なところがあったりするんですけど、それも結局どこもはかる義務がないというようなことになるんですかね。

○竹内専門官 ですので、はかる義務はないです。

○質問者M どこにもないんですね。

○竹内専門官 守らなければいけないということで、守るためのチェックとして検査をやっているということですので、その検査を食品事業者さんに義務づけているものではないです。

魚の話ですけれども、さっき農林水産省の方が御説明しましたけれども、水産庁さんと都県さんのほうで連携して、今モニタリングの検査というのを実施しているという状況になっておりまして、先ほどの話にもありましたけれども、福島県産のものについては、試験的にどういう濃度数になっているかというのを今検査しているところですので、福島県沖のものについては実質流通していないという状況になっておりますので、それ以外の宮城県ですとか茨城県のほうについても定期的に水産庁さんですとか都県さんのほうでモニタリング検査が行われていまして、その結果について公表させていただいているという形になっております。

○土居下補佐 補足になりますけれども、水産物のモニタリング含めて、福島県だけでなく、その近隣県の主要な港で週1回程度、表層に泳ぐ魚、あるいは中層のもの、底層のものと分けて、週1回のサンプリングをして調査をしているという状況でございます。

○司会（山本補佐） すいません、最後、1問だけお受けして、終わりにしたいと思いますが、御質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○質問者H さっきの質問に関連してもよろしいですか。

○司会（山本補佐） ほかよろしいですか。そうすると、もう最後、手挙げりませんので、先ほどの方もう一度御質問をいただいて、終わりにさせていただければと思います。

○質問者H 1点で結構です。さっきから質問出ている検査のことなんですね。さっき私が質問したときは、一つずつつぶさなければいけないので、はかれないということだったんですけど、今おっしゃられたベクレルモニターですか、検出限界は、もうちょっと20とかそういうふうなのだと思うんですけど、それでもいいので、とにかく消費者としましたら、スーパーへ行って買い物するときは、全品はかられているというようなことがきっちりわかっていて、それが表示されていて、やっと安心できる、偽装されているという商

品もあるというふうに聞いていますので、疑心暗鬼で今買っている段階なんですね。ただ、何ぼ基準値とられても安全・安心とかいう、そういうふうに言われても思っていないんですね。だから、きちっとはかっていただいて、すべてスーパーとか流通しているものは検測していると。その数値が出ていて張られていたら、なおさら安心して得られるんですけど、今のところ一切そこら辺がはっきりされていないので、ぜひ全品、一々細かくつぶさないやり方もあると思うので、そっちのほうでも結構ですので、はかっていただきたいということをお願いしたいんですけれども。

○司会（山本補佐） 繰り返しの議論になっていると思ひまして、やはり全品というのは、これだけの流通の中、難しいですけれども、政府としてもさまざまな関係省庁で連携をして、検査体制の整備を進めているところです。そういった取り組みを通じながら、なるべく安全な食品が流通するように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

すいません、長時間にわたり、しかも予定しておりました時間が過ぎて大変申しわけございませんでした。皆様、熱心な御議論をどうもありがとうございました。

時間の都合上、御発言いただけなかった方、大変申しわけございませんでした。食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省では随時ホームページで、国民の皆様からの御意見を受け付けておりますので、今後も引き続き御意見をお寄せいただければと考えております。

これで本日の意見交換会を終了させていただきます。円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。また、お渡ししてありますアンケートにぜひ御記入の上、出口の回収箱にお入れいただければと思います。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。こちらの会場の都合もございまして、御退室をお願いできればと考えております。

以上でございます。